

バングラデシュ人民共和国
プロジェクト形成調査報告書
『船員養成学校等整備計画』

JICA LIBRARY



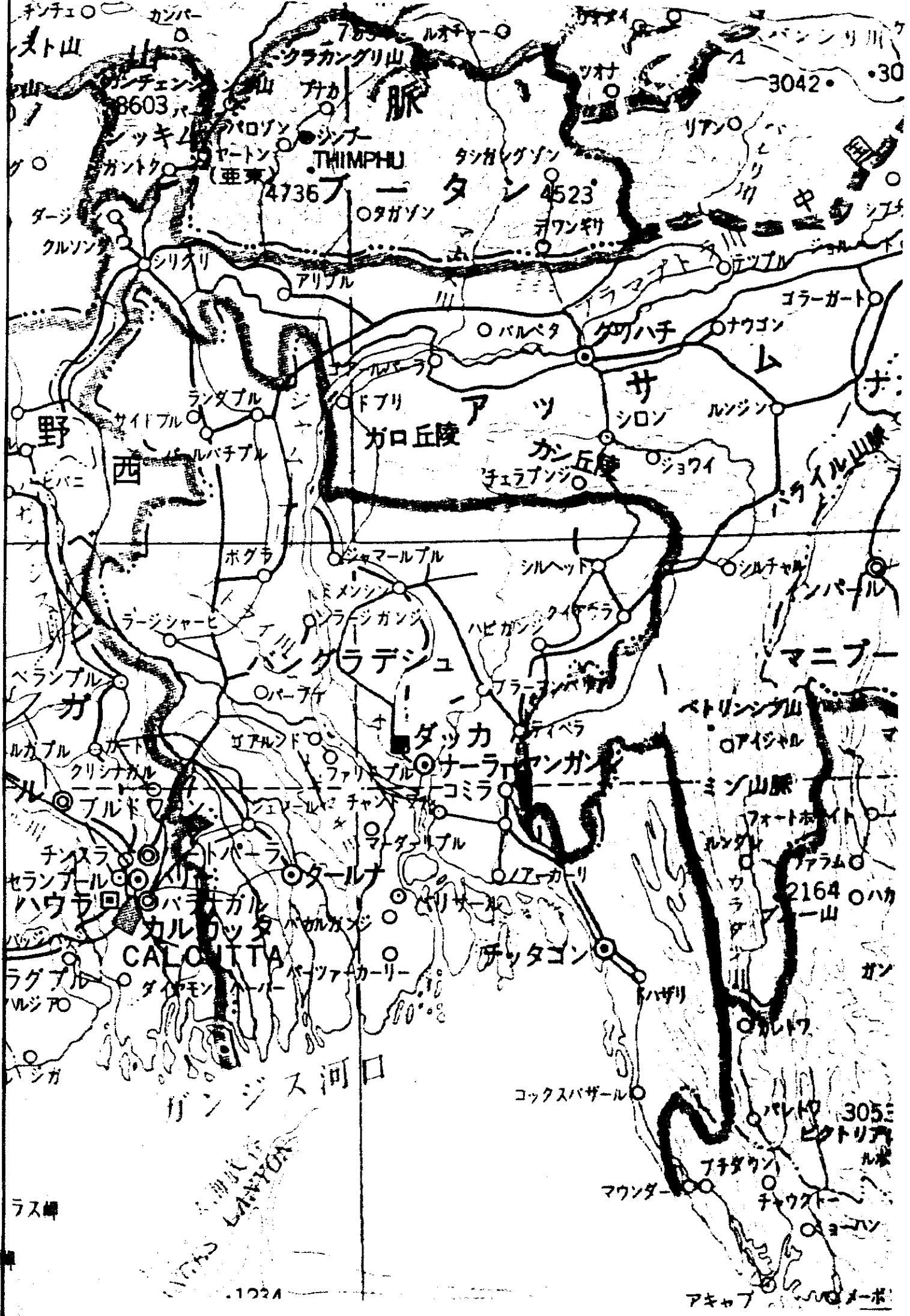
1179373(4)

平成3年3月

国際協力事業団
企 画 部

地域一

J R



キンチエ

カンパ

メト山

シラカングリ山

8603

753

シッキム

チベット

グ

THIMPHU

タージ

4736

クルソ

ブータン

シリクリ

4523

アリ

タシ

ラン

シ

サイ

ガ

野

ア

西

ツ

シ

サ

ボ

ガ

ラ

ラ

ベ

デ

ガ

シ

ル

ダ

ダ

ナ

ル

ガ

ル

ナ

ル

ナ

ル

ナ

ル

ナ

ル

ナ

ル

ナ

ル

ナ

ル

ナ

ル

ナ

ル

ナ

ル

ナ

ル

ナ

ル

ナ

ル

ナ

ル

ナ

ル

ナ

ル

ナ

ル

ナ



1179575(4)



LOC.

<p>AUDITORIUMS</p> <ul style="list-style-type: none"> ● Chittagong Club B2 ● Engineers Institute B2 ● J. M. Sun Hall B3 ● Muslim Institute C3 ● Railway Institute C3 ● Seian Union Institute C7 ● Shipshape Pathshala B2 <p>BUDDHIST TEMPLE</p> <ul style="list-style-type: none"> ● Enayal Bazar Buddhist Temple C3 <p>BUS TERMINUSES</p> <ul style="list-style-type: none"> ● Cox's Bazar C3 ● Dacca C3 ● Inter District C3 ● Kasul B2 ● Kumbhari C3 ● SATE Terminal C3 <p>CHURCHES</p> <ul style="list-style-type: none"> ● Boshaham Church B2 ● Christ Church C3 ● St. Mary's Church B2 ● St. Pius's Church C3 <p>CINEMAS</p> <ul style="list-style-type: none"> ● James B2 ● Cinema Palace C1 ● Dineer B2 ● Outler B2 ● Jaha B2 ● Khushid Nohar C2 ● Lion C2 ● Masood C2 ● Mophar C2 ● Rongar C2 ● Ulla C2 <p>CLUBS</p> <ul style="list-style-type: none"> ● Chittagong Club B2 ● Chittagong University Club B3 ● Engineers Institute B2 ● Port Officers Club C1 ● Press Club B2 ● Railway Officers Club C7 ● Rifle Club C2 	<p>FOREIGN OFFICES</p> <ul style="list-style-type: none"> ▲ Alliance Française B3 ▲ British Council C3 ▲ Indian High Commission B3 ▲ Soviet Consulate B2 <p>EDUCATIONAL INSTITUTIONS</p> <ul style="list-style-type: none"> ● Chittagong College B3 ● City College C3 ● Commerce College C2 ● Civil College B2 ● Law College C1 ● Marine Academy C3 ● Medical College B3 ● Polytechnic Institute B2 ● Teachers Training College B3 <p>HOSPITALS</p> <ul style="list-style-type: none"> ● Lions Eye Clinic B2 ● Materiel Hospital B3 ● Medical College Hospital B3 ● General Hospital C2 ● Police Hospital B2 ● Port Hospital C2 ● Railway Hospital C2 <p>HOTELS</p> <ul style="list-style-type: none"> ● Agrabad C2 ● Al-Basheer C3 ● Ajaja C3 ● Broadway C3 ● Gram International C3 ● Gulshan C3 ● Havel B2 ● International C2 ● Lusal International C3 ● Madia C3 ● Pinea C3 ● Salina C3 ● Saver C3 ● Skajlon C3 ● Shamara C3 ● Shaktar C3 ● Taha C2 ● Venus C2
--	---

船舶公団修理工場

船隻検査センター(CTC)

商船大学

EXPORT PROCESSING ZONE

SOUTH HALISHAHAR

WATERWAY ACADEMY

目 次

地図

1. プロジェクト形成調査団の派遣	(1)
(1) 調査実施の目的	(1)
(2) 調査実施の背景	(1)
(3) 調査団の構成	(2)
(4) 調査日程表	(3)
(5) 主要面会者リスト	(4)
(6) 写真・協議風景	(6)
2. 国家開発計画における位置付け	(7)
(1) 人的資源開発及び雇用創出の重要性	(7)
(2) 海運分野の同国内における位置付け	(7)
3. 国際条約・基準に関する船員教育の現状	(8)
(1) S.T.C.W.条約について	(8)
(2) 同条約に関する船員訓練の現状	(8)
(3) 同条約に関する海運事情	(8)
(4) その他海運に関する条約等	(8)
4. 他国際機関の援助動向	(8)
5. 船員教育の現状及び船員雇用状況	(9)
(1) 船員教育機関の現状	(9)
(2) 船員雇用状況について	(9)
(3) 船員雇用状況リスト	(12)
(4) 船員職種別人数リスト	(13)
6. S.T.C. (船員養成学校)について	(14)
(1) 所属官庁及び設立の背景	(14)
(2) 組織の現状及び将来計画	(14)
(3) 施設・機材の現状	(16)
(4) 現有機材リスト	(17)
(5) 写真・施設・機材	(19)

(6) 講義・訓練	(25)
(7) 写真・訓練風景	(27)
(8) 入学方法及び受験資格	(28)
7. 開発計画	(28)
(1) 人員計画	(28)
(2) 施設計画	(29)
8. 施設及び機材の要請について	(34)
(1) 内容と妥当性	(34)
(2) 維持管理体制	(35)
(3) 要請訓練機材リスト	(36)
(4) 要請建設工事リスト	(37)
9. 技術協力の妥当性の検討	(38)
10. 他の関連機関	(38)
(1) バングラデシュ船舶公団	(38)
(2) 同上所属修理工場	(38)
(3) 商船大学	(38)
(4) 写真・関連各機関	(39)
11. 協力上の留意点と提言	(43)
(1) 機材関係	(43)
(2) 建設関係	(43)
(3) 関連事項	(43)
結論	(44)
添付資料		
(1) 海運省の行政組織	(45)
(2) S.T.C.W.条約	(46)
収集資料リスト	(55)

1. プロジェクト形成調査団の派遣

(1) 調査実施の目的

我が国のバングラデシュ人民共和国（以下「バ」国という。）に対する無償資金協力を効果的・効率的に実施するため、同国海運事情を調査の上、同国より無償資金協力に係る要請があった海運分野の案件について、要請の背景・内容・実施体制等を調査し、無償資金協力事業としての妥当性・協力の範囲・内容を検討し、適正案件の形成を行うことを目的とする。

(2) 調査実施の背景

- (ア) 「バ」国は人口が1億人を超え、全 LLDC 人口の約30%を占める世界最大の LLDC である（1人当り GNP 170ドル:1988）。「バ」国の人口増加率は年平均2%を超えており、特に農村部での人口増加が激しい。
- (イ) 「バ」国の主要産業は農業であるが（国内総雇用の約7割）、農村部の人口増加は雇用機会を求める人々の大都市（ダッカ、チッタゴン等）への流出を増大させ、都市部の失業と貧困を作り出す原因となっている。
- (ウ) このため「バ」政府は、早い時期から5ヵ年経済開発計画において、人的資源の開発及び雇用機会の創出に重点を置いてきたが、国内生産基盤の未整備、急激な人口増加、度重なる政変、頻発する洪水等により、農業、工業ともに伸び悩み、失業問題の深刻化の解決には至っていない。
- (エ) 「バ」国は、その地理的条件上、海運分野における雇用機会の増加に可能性を残しているため、「バ」政府は人的資源開発を目的として SEAMEN'S HOSTEL を SEAMEN'S TRAINING CENTRE（以下「S.T.C.」という）へと整備拡張し下級船員の養成・訓練に力を注いできた。
- (オ) 一方、国際海事機関（IMO）は近年の安全運航に対する国際的関心の高まり等から、S.T.C.W.条約（船員の訓練及び資格証明並びに当直維持の基準に関する国際条約－INTERNATIONAL CONVENTION ON STANDARDS OF TRAINING, CERTIFICATION AND WATCHKEEPING FOR SEAFARERS）を採択し、海事各国に対し船員の質的向上を求めている。
- (カ) かかる状況下、「バ」政府は S.T.C.W.条約に沿う教育・訓練を行うべく同センターの拡充のため、我が国に対し機材供与等の無償資金協力を要請した。我が国としても、「バ」国に対する海運分野における協力をより効果的に推進する上からも現地調査を通じて同分野における現状及びニーズを把握し、協力可能な優良案件の発掘を行った。

(3) 調査団の構成

担 当	氏 名	所 属
団長・総括	森 田 明 彦	外務省 経済協力局無償資金協力課
無償資金協力	鈴 木 徹 也	国際協力事業団 無償資金協力業務部業務第一課
実施計画	戸 塚 真 治	国際協力事業団 企画部地域第一課
機械計画	北 村 道 夫	株式会社極洋 (コンサルタント)

(4) 調査日程表

日順	月	日	曜日	行 程	調 査 内 容
1	2	11	月	東京→バンコック	出国、移動
2		12	火	バンコック→ダッカ	移動、入国 日本大使館表敬、打合せ JICA事務所 表敬、打合せ
3		13	水		E.R.D. 表敬、協議 海運省 表敬、協議 海運局 表敬、協議 国家計画委員会 表敬、協議
4		14	木	ダッカ→チッタゴン	移動、船員訓練学校調査
5		15	金		バングラデシュ船舶公団 タンカー訪船 チッタゴン造船所訪問 バングラデシュ船舶公団修理工場調査
6		16	土		政府海運事務所訪問 商船大学訪問 船員訓練学校調査 バングラデシュ船舶公団訪問 チッタゴン港灣局訪問
7		17	日	チッタゴン→ダッカ	移動
8		18	月		関連各機関合同協議 日本大使館、JICA事務所報告
9		19	火	ダッカ→バンコック ×3名	出国、移動 継続調査 (コンサルタント)
10		20	水	バンコック→東京 ×3名	移動、帰国 継続調査 (コンサルタント)
11		21	木		"
12		22	金		"
13		23	土		海運局訪問、資料入手及び整理
14		24	日	ダッカ→バンコック	出国、移動
15		25	月	バンコック→東京	移動、帰国

(5) 主要面会者リスト

- 1) E.R.D.
Mr. MD. NASIM Deputy Secretary
Mr. AHMED SHAHRIAR CHOWDHURY Deputy Secretary
Mr. MD. RAFIQNL ISLAM Assistant Chief
- 2) 海運省
Mr. A.K.M. SALAMATULLAH Joint Secretary
Mr. K.C. DAS Deputy Chief
Mr. SHAIKH NURUL ISLAM Deputy Secretary
Mr. ABDUL MALEK Deputy Secretary
Mr. SK.NURUL ISLAM Deputy Secretary
Mr. MD. RESTADUL ISLAM Senior Assistant Secretary
- 3) 海運局
Mr. F.R. CHOWDHURY Commander Director General
Mr. MOZHARUL HUQ Director
Mr. A. MALEK Chief Engineer & Ship Surveyor
Mr. ABUDUS SHUKKOR Deputy Director
Mr. AHSAN ALI Deputy Director
- 4) 国家計画委員会
Mr. OMAR HADI Division Chief
- 5) 船員訓練学校
Mr. M. FORKANUL QUADER Capt. Principal
- 6) バングラデシュ船舶公団
Mr. F.T. RAHMAN Exective Director(Technical)
- 7) バングラデシュ船舶公団、修理工場
Mr. KH. NAZMUL AHSAN Engr. General Manager
- 8) 商船大学
Mr. M.A. HOQUE Capt. Extra Master Commandant
- 9) チッタゴン造船所
Mr. J.M. AKBAR General Manager
- 10) 政府海運事務所
Mr. THAMSUL HUDA Shipping Master

11) チッタゴン港湾局

Mr. M. ZAKARIA

Capt. Chairman

12) 日本大使館

伊 藤 哲 朗

藤 田 日出男

大 田 武 志

公 使

一等書記官

一等書記官

13) JICA事務所

今 津 武

内 藤 治 男

成 瀬 猛

所 長

次 長

副 参 事

(6) 協議風景



E.R.D.



海運省・海運局



船員訓練学校

2. 国家開発計画における位置付け

「バ」国の第4次5ヶ年計画（1990/91～1994/95）は長期計画（1990～2010）の第1期として、1990年7月にスタートしたが、その戦略目標の大枠は次の通りである。

- （ア）加速的経済成長。計画期間中の国内総生産（GDP）の年次成長率を5%とする。
- （イ）人材開発計画による貧困の追放と雇用の増加。
- （ウ）自助努力の助長。

（1）人的資源開発及び雇用創出の重要性

「バ」国の経済開発計画は、1973年に策定された第1次5ヶ年計画（1973/74～1977/78）以来、第4次5ヶ年計画（1990/91～1994/95）まで策定されたが、これらの開発戦略の特徴は初期の社会主義的な色彩の濃いものから次第に市場メカニズムの重視及び民間企業の役割増大の方向へと転換してきていることである。

「バ」国の経済開発計画における人的資源開発及び雇用創出の位置付けは第2次経済開発計画以降、重点項目とされており、第4次5ヶ年計画まで継続している。

しかしながら、人口増加及び国内基盤の未整備等により「バ」国内の主要産業である農業だけでは雇用機会の創出は見込めず、新規雇用機会の開発が重視されているところである。

（2）海運分野の同国内における位置付け

「バ」国内にはガンジス、ブラマプトラ川という2大河川が流れ、国土を大略4分割し、各地域間の経済交流発展を妨げている。

しかし一方で、この水量豊富な河川を利用した内水面交通は網の目の如き交通網を発達させ、ここに約70万隻の小型貨物船及び小型旅客船が就航しており、船員に多くの雇用機会を供給している。このように生活環境の範囲内に船員が多いので、外航船員志望者が生まれる素地・環境は良好であり、又、英国統治時代に英国海運の隆盛に寄与した東インド（ベンガル）船員の供給地として永い伝統を有し、経済的にも同国の重要な分野を占めており、雇用機会増加の可能性が秘められている。

「バ」政府はこうした歴史的、地理的条件を思量の上、同分野を雇用創出及び外貨獲得のための有効な手段であると位置付けている。

3. 国際条約・基準に関する船員教育の現状

(1) S.T.C.W.条約について〔46頁参照〕

S.T.C.W.条約は、海上における人命及び財産の安全並びに海洋環境の保護の増進を目的とし、船員の運航技術の向上を図ることにより、この目的の達成を企図するものとして1978年7月ロンドンの国際会議で採択され、1984年4月発効している。世界の主要海運国は殆ど加盟しており（1991年1月1日現在、79ヶ国、フィリピン、中国、リベリア等を含む）、「バ」国は、1981年11月、日本は1982年5月国際海事機関（IMO）に加入書を寄託し、締約国となっている。

(2) 同条約に関する船員訓練の現状

前項で述べた通り、各国共に上記S.T.C.W.条約の基準を満たすべく、海事訓練計画を策定し、見直しつつその実施を進めている。

又、同条約第11条には「開発途上国の特別の必要性を考慮した上、締約国は技術援助を要請する他の締約国に対し、例えば“船員訓練機関に対する設備及び施設の供与について支援を促進する。”」とあり、各国間の協力とあいまって開発途上国の船員訓練は年毎に充実・発展してきている。

(3) 同条約に関する海運事情

世界の海運界はフィリピン（他国船乗船者数1988年約71千人）、韓国（同42千人）の二大船員供給国を始めとして、インドネシア、中国、ベトナム、ミャンマー等が船員供給市場に新規参入して来ており、その競争ははげしいものがある。かかる状況の中、同条約第10条では入港中の船舶に対し、監督官による船員の資格証明書の確認が行われるようになり、同証明書未取得者が乗船している場合は、航行差止めの措置がなされることも生じ、各国共、船員に対し同条約に合致する訓練を行うことにより、証明書保有船員の増加を図っている。

(4) その他海運に関する条約等

1989年7月チッタゴンにおいて、国際労働機関（ILO）主催による、バングラデシュ船員の労働条件改善に関し、ILOと「バ」国政府・海運省との間でシンポジウムが開催された。その結果国際運輸労連（INTERNATIONAL TRANSPORT WORKERS FEDERATION : I.T.F.）加盟国内で徐々に労働条件の改善がなされており、このような結果が出てきている点から見ても、I.T.F.の存在は無視出来なくなっている。

4. 他国際機関の援助動向

これ迄S.T.C.はいずれの国又は機関から技術援助・機材供与を受けていない。ちなみに回答書（55頁 資料1）で言及されている他国際機関からの援助については、わずかに個人からの寄贈品として、下記3点があるのみである。

- (1) 救命艇 (こぎ手6人、FRP製) …… 1艇 1964年寄贈 西ドイツ
- (2) 貨物船船体構造モデル …………… 1隻 1965年寄贈 英 国
- (3) 操舵伝達装置 …………… 1式 1968年寄贈 西ドイツ

以上の来歴については、S.T.C.がこれ迄移転が多く、所在地が一定しなかったため、永久的な学校施設が確保出来なかったこと及び設立当初より1990年10月迄は労働省所管であり、海運界との関連が薄かったことが主な理由と考えられる。この点については、所在地が現在チッタゴンに確保されていること、及び海運省に移管されていることにより改善されているので、援助に当って特に問題は無い。

5. 船員教育の現状及び船員雇用状況

(1) 他船員教育機関の現状

同国には外航船下級船員の教育機関としては、このS.T.C.1校があるのみである。その他には個人的に雇用される内陸河川航行船舶に乗船する船員の訓練所として、BANGLADESH INSTITUTE OF MARINE TECHNOLOGY 及び DECK PERSONNEL TRAINING CENTRE, NARAYANGANJの2校があり、これらの訓練所はS.T.C.の応急養成コースの訓練所として利用された事がある。

又、士官養成の機関としては、商船大学(THE MARINE ACADEMY)がチッタゴンにある。航海・機関の2学科があり、1962年開校以来1986年迄に993名の卒業生を送り出している。同校にはコンピューターを駆使したシミュレーション、レーダー等高度な教育設備が整備されており、これらの設備によって訓練された優秀な士官が毎年約50名乗船し、それら卒業生の中には同国の海運界の指導的立場にある人物も多い。

尚、同校には予備士官コースも併設されている。

(2) 船員雇用状況について

①現状

「バ」国は、英国のインド統治時代、「バ」国船員の勤勉・誠実・従順等の長所が評価され、英国船舶のみならず他国船舶にも数多く乗船し、船員供給国となっていた。そして、彼らの得る外貨は「バ」国経済の外貨獲得に大きく寄与してきた。

しかしながら、「バ」国の船員数は、1979年をピークとして、年々減少傾向を示し、(12頁リスト参照)1990年にはピークに比してほぼ半減している。これは新規船員が無かったことによるものと思われる。又、外国船乗船者数も1977年に比し、約47%と大幅に減少している。

この様に「バ」国の船員供給国としての伝統の陰りと登録船員の減少は顕著となっている。

②問題点と対策

上記の減少は主に次の理由によるものと考えられるが、その対策案も含めて次に述べる。

ア) 「理由」

第2次大戦後「バ」国船員の主な雇用船主であった英国商船隊の規模が大幅に減少されたこと。

「対策」

英国以外の外国船主に対し積極的に広報・宣伝を行い、これに寄与した船会社を表彰する等雇用機会の増加を図る。

イ) 「理由」

海運界への技術革新の波及により、最新自動化装置を設備した船舶が一般的となったことから、新技術を習得した有能船員が要求されるようになり、又、先述のS.T.C.W.条約が1978年に決められ、同条約に合致しない船員は、乗船出来ない状況にあり、「バ」国に対する外国船主からの配乗依頼が減少した。これは現在の教育施設の規模内容では外国船主の要望する良質な船員（近年の技術革新により設備が近代化された船舶に対応出来る技術を有する船員）を、新規養成・供給することが出来ないため、生じたと考えられる。

「対策」

今回の案件であるS.T.C.の施設の整備、及び運営・管理の強化に注力し、最近の技術革新に適応出来る教育・訓練を習得した新規船員を供給すること。

ウ) 「理由」

「バ」国船員の読み書き、理解能力等の基礎知識の不足は、海運界が要求する革新技術の学校での講義内容が理解出来ぬため、その結果として、十分な教育を受けた他国の若年労働者に互して、雇用市場に参入するための障害となっていること。

「対策」

S.T.C.の入学者選抜に際し受験資格を厳しくし、(28頁参照)技術習得に必要な基礎学力を有する者を教育・訓練するようにすること。

エ) 「理由」

米国で一部船員の逃亡があったため「バ」国船員を雇用しようとしている多くの船主が雇用を躊躇している。

「対策」

罰則の強化を含む国内諸法規の修正・改訂を実施し、法律上の逃亡防止に関する規定を整備する。さらに米国との間に“逃亡者引き渡し協定”を結ぶ案も検討すること。

③その他

優良な訓練生を集めるためには、船員が魅力ある職業である印象を高める必要があるので、「バ」国政府は SEAMEN'S HOSTEL の拡充整備、入港船に対する交通艇のサービス向上、入国管理・通関手続きの簡易化等訓練生及び現船員への福利厚生に力を入れている。

尚、現在船員の配乗管理については、チッタゴンの政府海運事務所船員課 (GOVT. SHIPPING OFFICE, SHIPPING MASTER) で一元管理しており、船員の登録名簿により順次配乗している。船員手帳も完備しており、配乗の管理等は確実に運営されていると思われる。又、船員の職種別人数は13頁に示す通りであるが、職務と階層が日本に比べて細分化されており、甲板部員の比率がやや多すぎるのではないかと考えられる。

(3) 船員雇用状況リスト

YEAR	No. of Registered Seamen	No. of Seamen Employed	
		National Ships	Foreign Ships
1977	9696	629	4247
1978	9533	659	3538
1979	11788	712	2770
1980	11186	821	2881
1981	10115	764	2287
1982	9708	748	1903
1983	8063	683	1986
1984	8016	720	2033
1985	7798	717	2120
1986	7671	713	1692
1987	7350	752	1561
1988	7002	789	1696
1989	7004	817	1822
1990	5932	860	1982

(4) 船員職種別人数リスト

<u>Name of Ratings</u>		<u>Total</u>	<u>Age</u>
			Average age between 35 to 55 years.
1. Deck Serang	(甲板長)	181	
2. Carpenter	(大工長)	95	
3. Deck Maintenance Hand	(甲板庫手)	6	
4. Deck Tindal/Casseb	(甲板長補佐)	23	
5. Seaman/Helsman	(甲板手)	939	
6. Seaman-I	(一等甲板員)	614	
7. Seaman-II	(二等甲板員)	814	
8. Seaman-III	(三等甲板員)	262	
9. Bhandary	(上級見習甲板員)	199	
10. Deck Topas	(見習甲板員)	232	
11. Engine Serang	(操機長)	89	
12. Engine Tindal	(操機長補佐)	8	
13. Donkeyman	(操缶手)	166	
14. Greaser	(操機手)	780	
15. Fitter	(工作係)	99	
16. Pumpman	(ポンプ係)	14	
17. Electrician	(電気係)	30	
18. Engine Topas	(機関員見習)	39	
19. Fireman	(機関員)	553	
20. Chief Steward	(司厨長)	48	
21. Pantryman	(給仕)	18	
22. Chief Cook	(料理長)	188	
23. Second Cook	(司厨手)	216	
24. General Servant	(司厨員)	858	
25. Laundryman	(洗濯係)	36	
26. Scullian/Galleyboy	(調理室係)	31	
27. Saloon Topas	(司厨見習)	212	
		<u>6,750</u>	人

6. S.T.C.について

(1) 所属官庁及び設立の背景

S.T.C.は、現在海運省 (MINISTRY OF SHIPPING) の直属機関である海運局 (DEPARTMENT OF SHIPPING) に属しており、商船大学 (THE MARINE ACADEMY) と同じ所管となっている。S.T.C.は下級船員の人的資源開発のため、1952年に設立されたが、設立当時は労働省所管であり、その後(1990年10月)海運省へ移管となった。

同所は設立当時、SEAMEN'S HOSTEL として、入港した船員の宿泊施設に利用されていたが、後に下級船員養成の場として、施設・機材も整備され、現在に至っている。

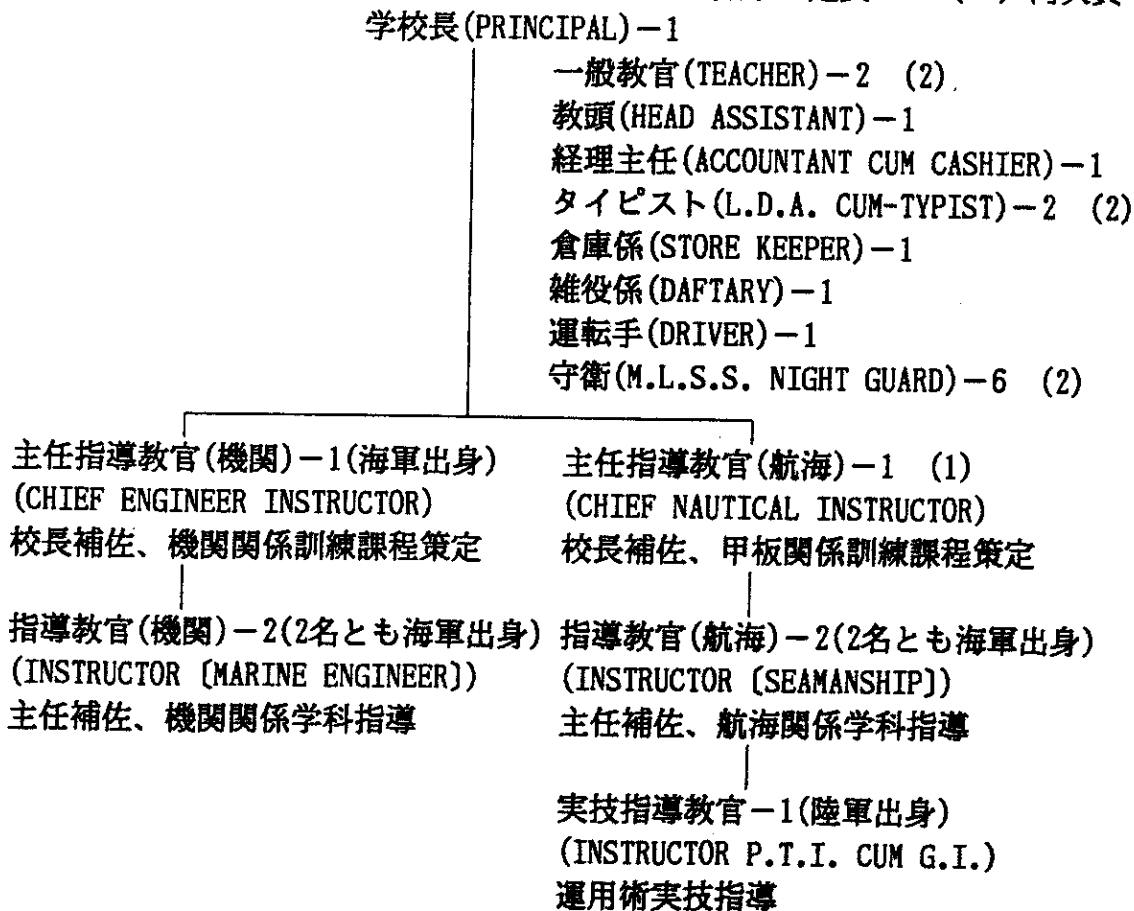
(2) 組織の現状及び将来計画

S.T.C.は、現在 SEAMEN'S HOSTEL と同一敷地内で施設を共同使用している状態であり、HOSTELの方は同じ海運局の船員・移民厚生管理部、チッタゴン (DIRECTORATE OF SEAMEN AND EMIGRATION WELFARE, CHITTAGONG) の管理下にある。

(イ) 現在の組織

組織図(S.T.C.)

数字は定員 () 内欠員



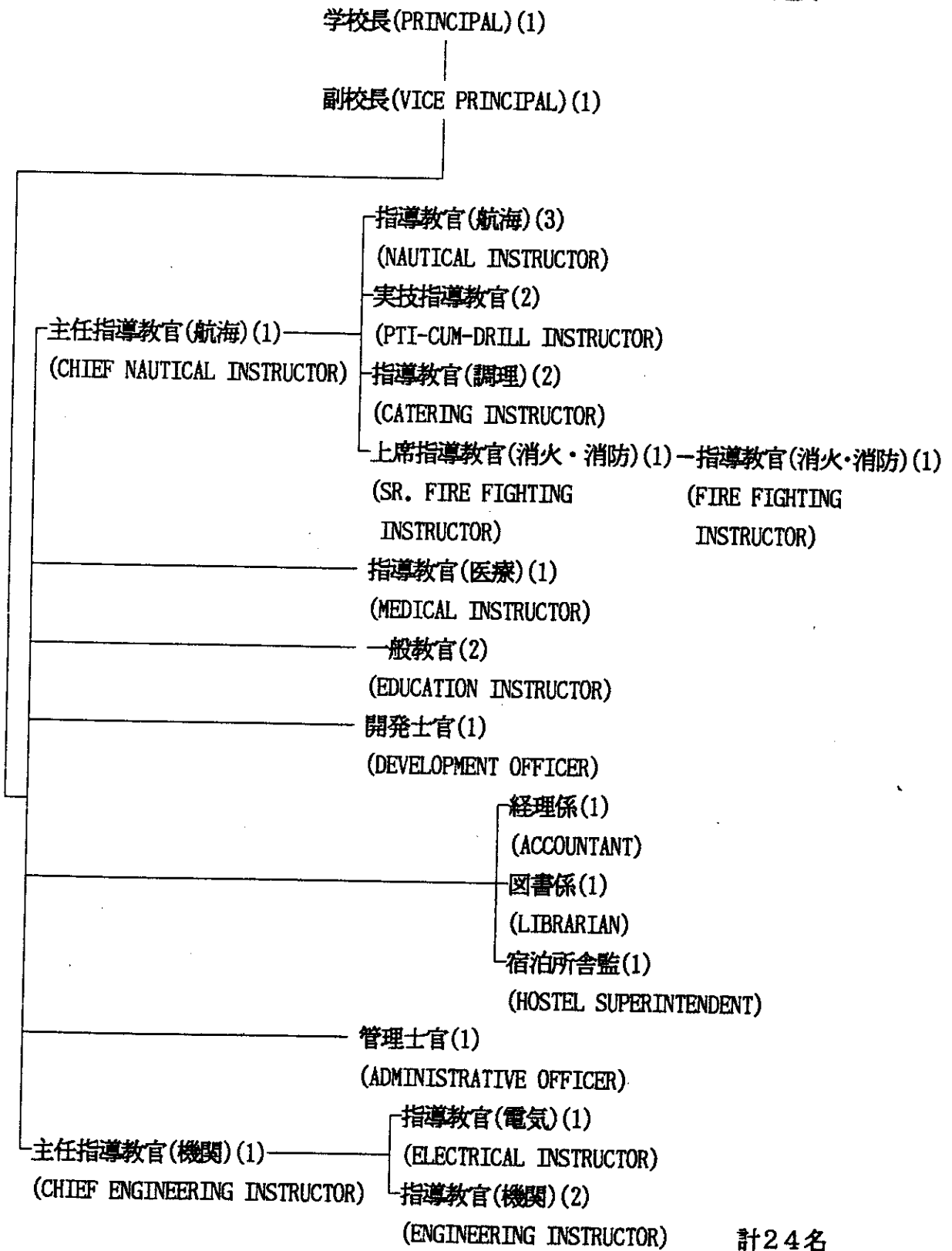
学校長は、商船大学出身(商船船長経験者)。教官6名中5名は海軍退役者、1名は陸軍退役者。

合計 23名

(口) 将来の組織

組織図(S.I.C.)

()内数字は定員



一般補助業務者 42名

合計 66名

(3) 施設・機材の現状

S.T.C.はチッタゴン市の南西部に位置し、首都ダッカより東南部へ約 250km 離れた地域に位置している。その敷地は約20,000㎡と広大であり、同校舎は3階建となっている。現有施設及び機材は次のとおりとなっている。

施設・機材〔17頁～22頁写真参照〕

(ア) 敷地 約20,000㎡(池を含む)

(イ) 建物

(a) 本校舎 3階建

1階 …… 食堂、娯楽室、SEAMEN'S HOSTEL 宿泊室、士官宿舎、
厚生室、薬局、倉庫

2階 …… SEAMEN'S HOSTEL (訓練生及び一般船員宿泊)

3階 …… 教室、教官室、校長室、機材倉庫

(b) 従業員宿舎 1階建

(ウ) 機材

消火用具(ホース、ノズル)、救命艇(手こぎ型)×1艇、船モデル、
各種滑車、操舵スタンド等が主なものである。

〔現有機材リスト15頁～16頁参照〕

(4) 現有機材リスト 各機材の現在数について回答書にあるのは下記の通り

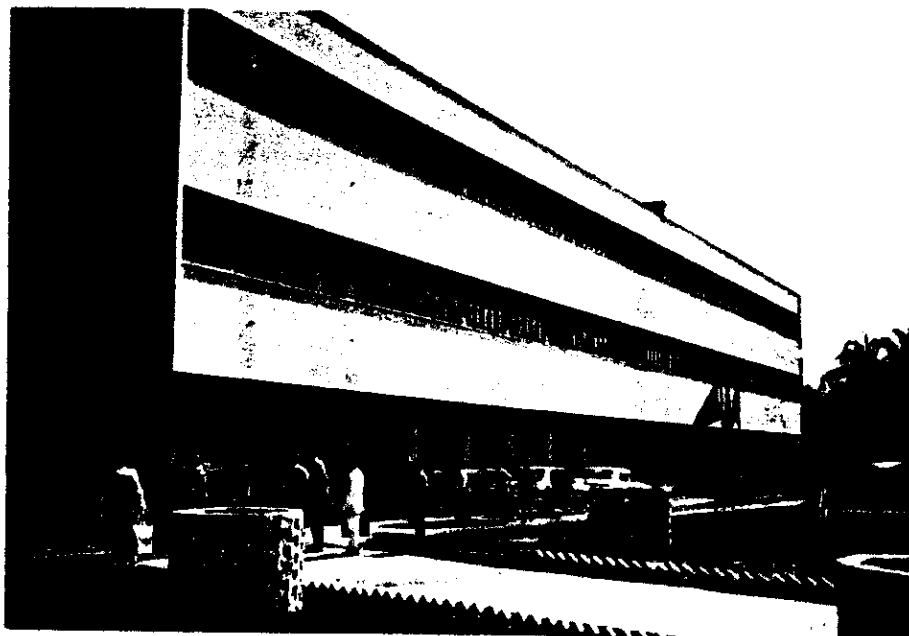
<u>Sl. No.</u>	<u>Name of Equipments</u>		<u>Quantity</u>	<u>訓練課程</u>
1.	Davits	(ダビット)	1 set	人命救助
2.	Set of Oars	(オール)	5 set	"
3.	Steering Oar	(舵取オール)	1	"
4.	Boat Hooks	(ボートフック)	2	"
5.	Set of Crutches	(オールクラッチ)	5	"
6.	Rudder	(舵板)	1	"
7.	Life-boat Lamp	(救命艇ランプ)	1	"
8.	Mast with stays	(支索付マスト)	1	運用術
9.	Set of Sails	(帆セット)	1 set	"
10.	Boat Compass	(ボートコンパス)	1	コンパス
11.	Sea Anchor	(シーアンカー)	1	運用術
12.	Firstaid Kit	(応急手当キット)	1	応急医療
13.	Day light Signalling Mirror	(昼間信号灯)	1	国際信号
14.	Bouyant Heaving Lines	(救命浮環索)	2	人命救助
15.	Manual Pump	(手動ポンプ)	1	"
16.	Whistle or Sound Signal	(音響信号器)	1	"
17.	Life Bouys	(救命ブイ)	5	"
18.	Foam Extinguishers	(泡消火器)	5	消火・消防
19.	Soda Acid	(酸性ソーダ)	5	"
20.	Nozzles	(ノズル)	2	"
21.	Electric Safety Lamp	(電気安全灯)	1	"
22.	Flag Mast	(旗用マスト)	1	運用術
23.	Set of International Codeflag	(国際信号旗)	1	国際信号
24.	Set of National Flag	(万国旗)	1	"
25.	Ships model showing the construction	(船体構造モデル)	1	船体構造
26.	Navigation light	(航海灯)	1	運用術
27.	Thermometer	(温度計)	1	"
28.	Sea Water Thermometer	(海水温度計)	1	"
29.	Bosun's Chair	(ボースンチェアー)	1	"
30.	Set of Deck Tools	(甲板用具セット)	1 set	"

<u>Sl. No.</u>	<u>Name of Equipments</u>		<u>Quantity</u>	<u>訓練課程</u>
31.	Triangle for cargo gear	(トライアングル)	1 set	運用術
32.	Various Shackles	(シャックル各種)	7	"
33.	Turnbuckle	(ターンバックル)	1	"
34.	Hatchet	(手おの)	1	"
35.	Chipping Hammer	(鑿打ハンマー)	1	"
36.	Three Square Sirapen	(スリースクエア-シラペン)	1	"
37.	Sail Yarn in Reels	(セールヤーン)	2	"
38.	Yarn in Reel	(ヤーン)	1	"
39.	Magnetic Compass	(磁気羅針儀)	1	コンパス
40.	Cargo Block	(荷役用滑車)	1	貨物取扱
41.	Fireland Block	(ファイランド滑車)	1	"
42.	Snatch Block	(スナッチ滑車)	1	"
43.	Guy Block	(索滑車)	1	"
44.	Sheaves for Cargo Block	(荷役滑車用シーブ)	1	"
45.	Swivel	(より戻し金具)	1	"
46.	Monkey(Triangular) Plate	(モンキープレート)	1	"
47.	Shackle several kinds	(シャックル各型)	6	運用術
48.	Mooring Shackle	(係留用シャックル)	1	"
49.	Life Boat	(救命艇)	1	人命救助
50.	Crate Equipments for Life-boat	(同上付属品)	1	"
51.	Steering Stand	(操舵スタンド)	1	操 船
52.	B.O.T. Anchor	(B.O.T. アンカー)	1	"
53.	Bollard with fair lead	(導索付繫柱)	1	運用術
54.	Compass Card (Wooden)	(コンパスカード)(木製)	1	コンパス
55.	Derricks Booms (Model)	(デリックブーム)(モデル)	2	貨物取扱
56.	Magnatic Compass with binnacle fitting	(磁気羅針儀)(ビナクル付)	1	コンパス
57.	Steering Pedestal	(舵取台)	1	操 船

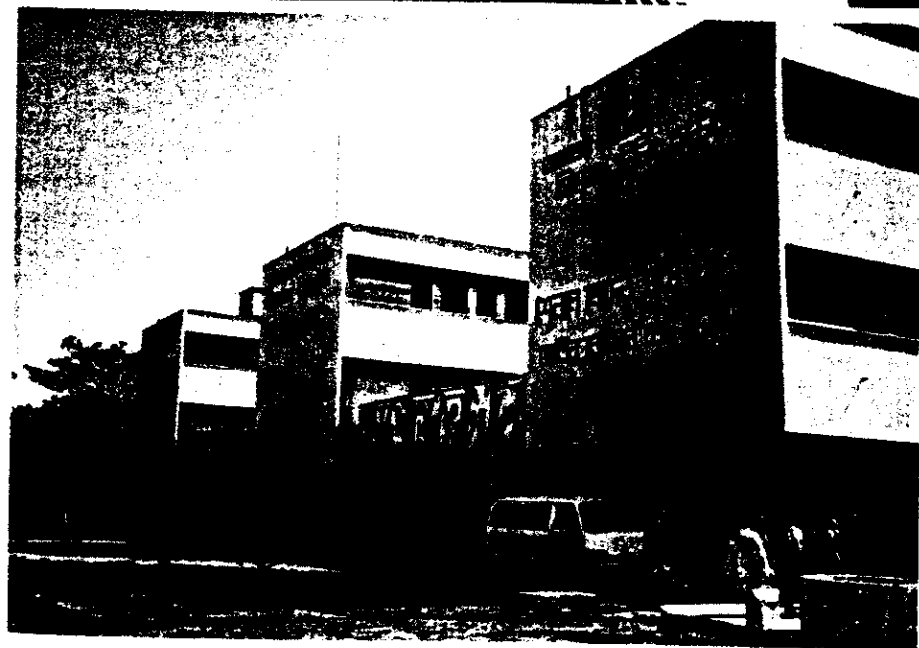
(5) 施設・機材



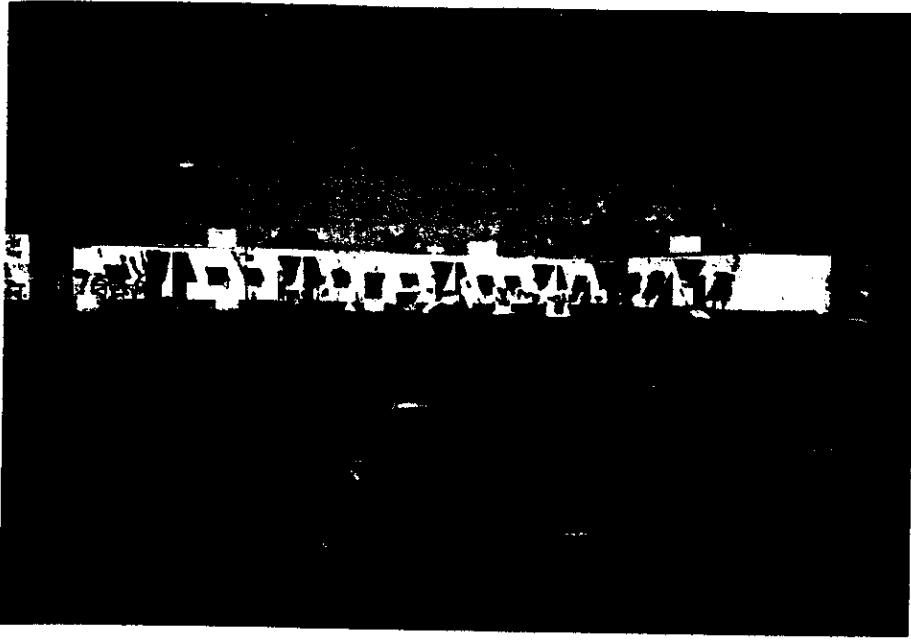
学校入口を望む



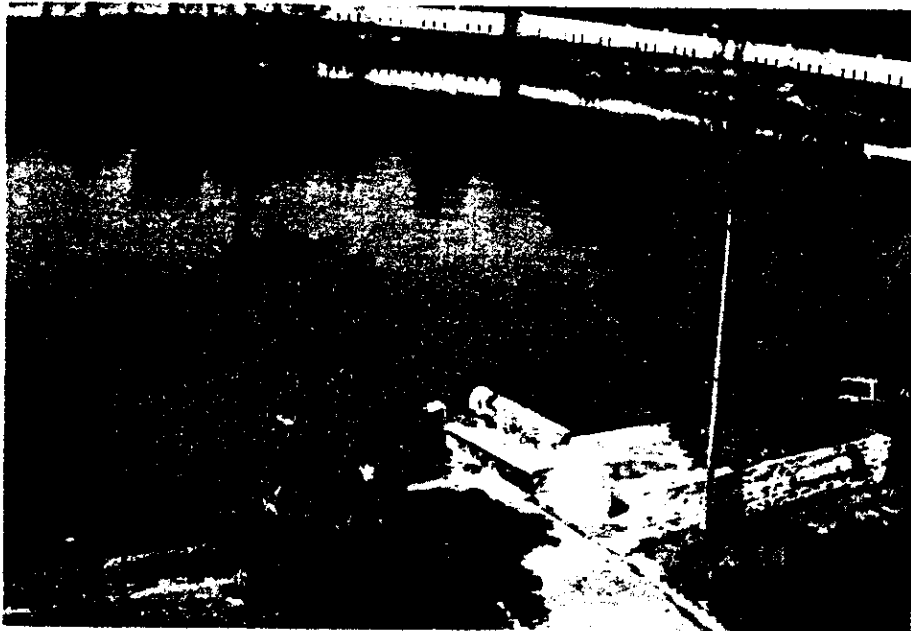
本校舎



同上



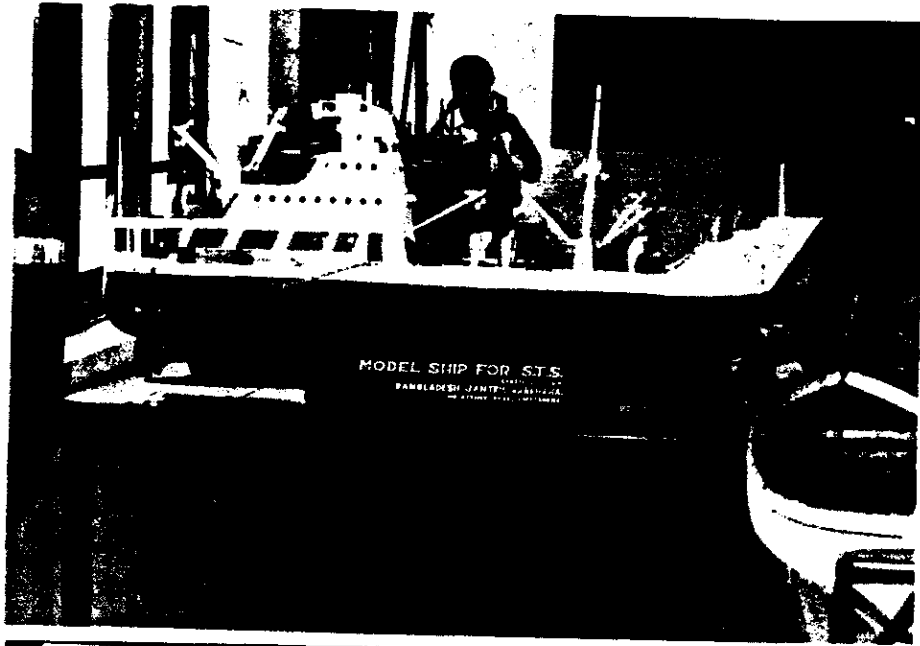
SEAMEN'S HOSTEL
従業員校舎



敷地内池
救命訓練施設
予定場所



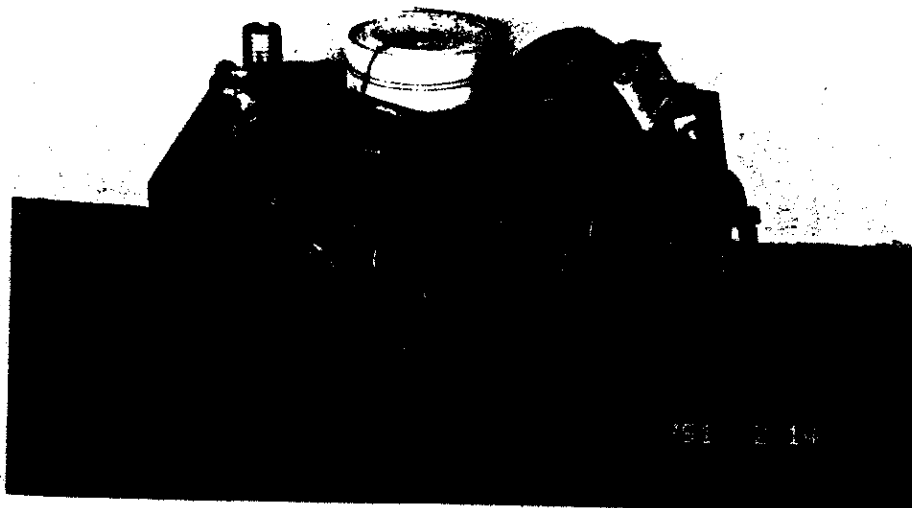
同上 救命艇



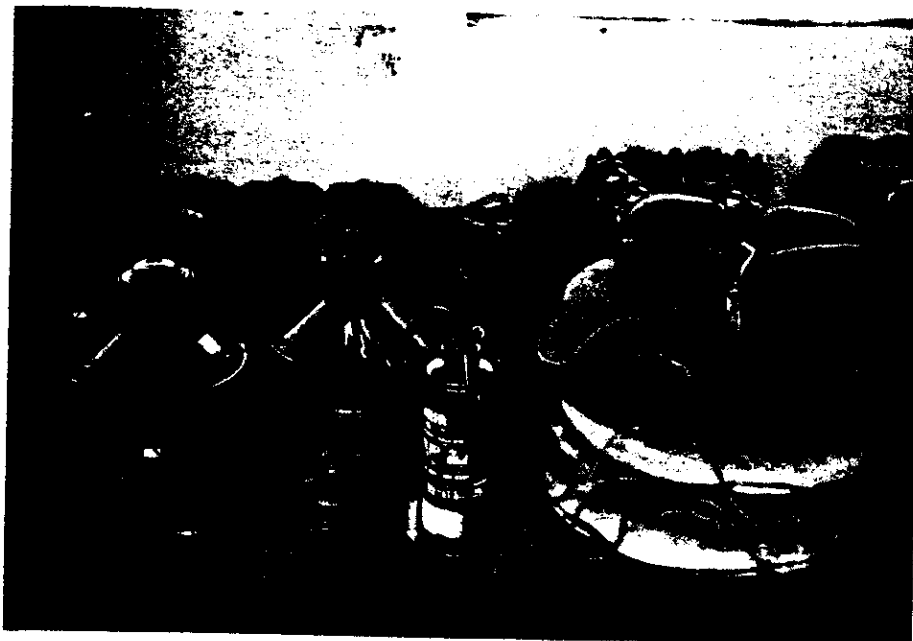
船モデル



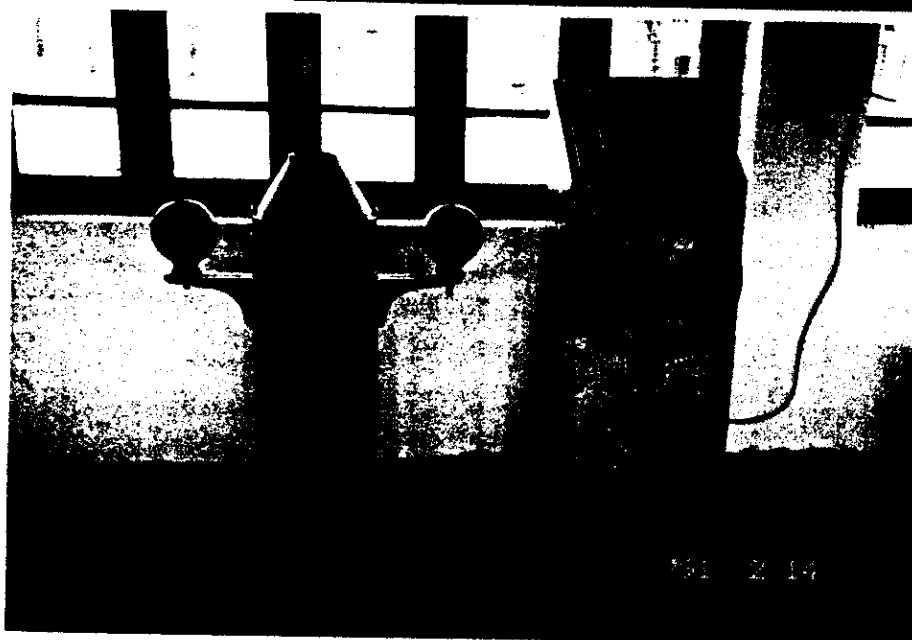
船モデル他



消火用具



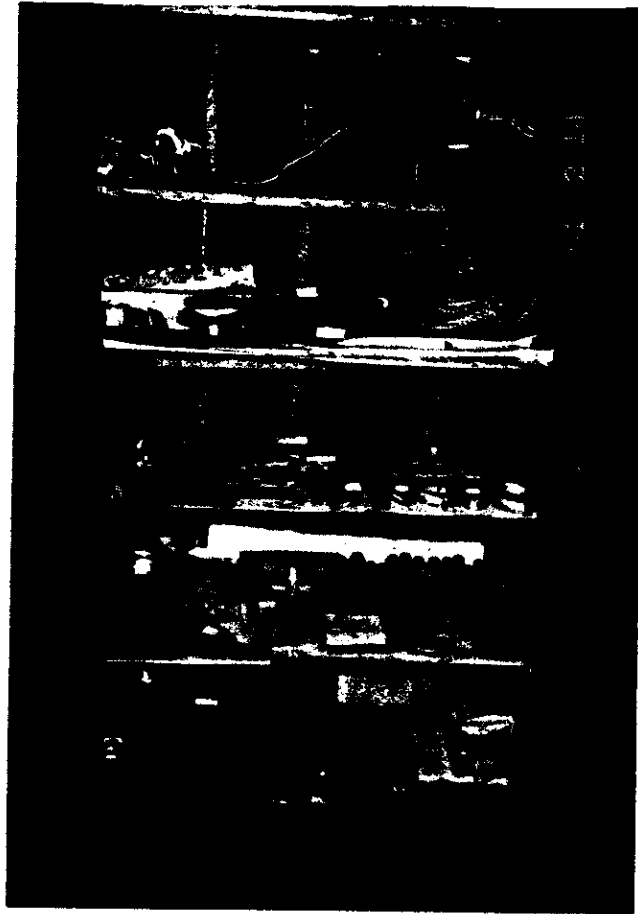
灯具、浮環



操舵スタンド
マグネットコンパス



機材置場



小道具類他



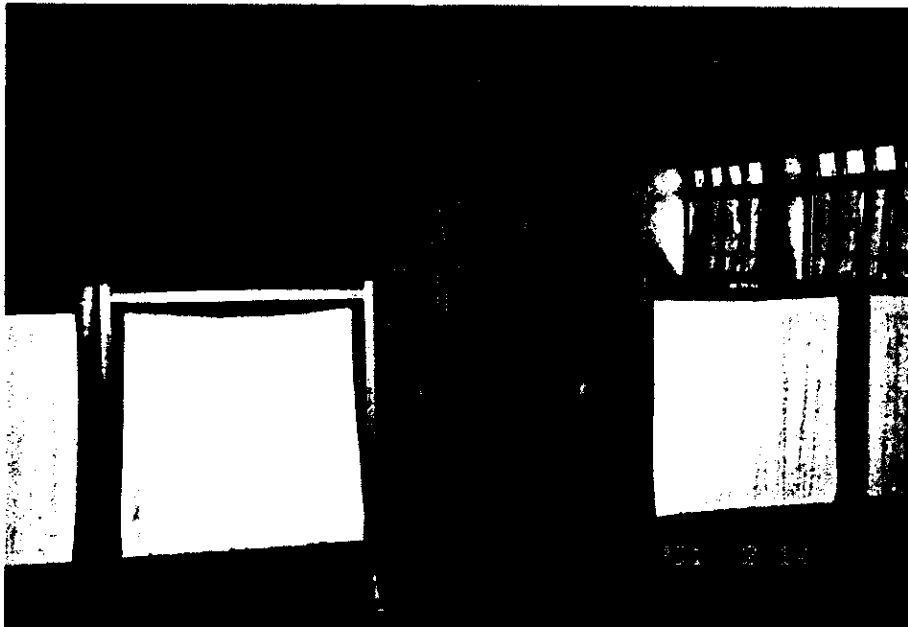
消火ホース、ノズル他



SEAMEN'S HOSTEL
宿 舍



同 食 上 堂



同 上 娛 樂 室

(6) 講義・訓練

カリキュラムは、REFRESHERS COURSE に関しては訓練生を送り出して来た実績もあるためしっかりしており、船体構造、機関構造、消火器の取扱い方法等、英語、ベンガル語によりスムーズに講義が行われている。S.T.C.が1989年12月再開された以後の実績を次頁に示す。

FRESHERS COURSE に関しては、1979年以来新規訓練生が無い状態が続いており、現在講義は行われていない。

実技訓練については、現在の再教育コースでは、

(ア) バングラデシュ船舶公団所属船 …… 現場実習

(チッタゴン港入港中の船を訪船する)

(イ) 同上修理工場 …… 工場実習

(ウ) 商船大学 …… 諸実習

等を主として利用し、訓練の一部としている。

S.T.C.の機材が充実・改善された後は、現場訓練の内容の充実及び向上等のため、その利用度は減少すると推測される。

再教育コース修了者実績表

修了回数	人 数	開 始	～	終 了
1	45	18.12.89	～	1. 1.90
2	45	14. 1.90	～	28. 1.90
3	49	10. 2.90	～	25. 2.90
4	87	14. 3.90	～	29. 3.90
5	105	9. 5.90	～	10. 6.90
6	169	16. 6.90	～	17. 7.90
7	131	21. 7.90	～	22. 8.90
8	152	26. 8.90	～	25. 9.90
9	120	1.10.90	～	31.10.90
10	150	5.11.90	～	4.12.90
11	150	3. 1.91	～	2. 2.91

訓練期間 : 1～4回=2週間、5回以後=4週間

1～10回の年間実績 : 1,053名

(7) 訓練風景



教室
授業中

講 義

教室・生徒



(8) 入学方法及び受験資格

新規船員コース受験資格及び選抜方法

受験資格 …… 中卒程度 (SECONDARY SCHOOL CERTIFICATE, EQUIVALENT TO 'O' LEVEL)。 「バ」 国の教育制度は小学校5年間(5歳から始まる)、中学校5年間となっており、中学卒業でS.S.C.の受験資格を得る。ちなみにこのS.S.C.試験の合格者は同一年齢層の5%程度といわれており、競争率は極めて高い。

入学方法 …… 新聞に訓練生募集広告を掲載した後受験申込を受け付け、次に入試管理委員会による入学試験を行う。試験の方法は面接試験が考えられており。その長所としては本人の意欲の判定が出来る点があげられる。

尚、S.T.C.入試の競争率は、恐らく数十倍に達するのではないかと予測されており、質の良い新規訓練生の入学が期待される。

尚、入学後は最低限の食費のみが自己負担となっており、それ以外の費用は国家予算から支払われる方法がとられている。

7. 開発計画

(1) 人員計画

下記の3案が示されている。

(ア) 要請書 (Project Proforma, July, 1988付) に記載。

(a) 甲板部員	40名	}	<u>新規船員</u>
(b) 機関部員	30名		
(c) 調理部員	30名		

(注) 1回3ヶ月コース 100名/1回×3回卒業=300名/年

(a) 甲板部員	50名	}	<u>再教育船員</u>
(b) 機関部員	50名		
(c) 調理部員	25名		

(注) 1回4週間コース 125名/1回×8回卒業=1,000名/年

(イ) 回答書 (1991.2.20付) 55頁収集資料リストの資料No.1に記載。

新規船員+再教育船員=1,600名/年(内訳なし)

新規船員600名+再教育船員1,000名として30頁に年間船員教育計画の1案を示す。

(ウ) S.T.C. 1991年訓練計画 55頁収集資料リストの資料No.6に記載。

(a) 甲板部員	900名	} <u>新規船員</u>
(b) 機関部員	700名	
(c) 調理部員(スチュワード)	500名	
(d) " (コック)	300名	
<u>計 2,400名/年</u>		

(注) 陸上で技術取得済の者に船員基本訓練を行うコースを含む。

各部船員合計1,200名/年

再教育船員

(注) 救命訓練、消火消防訓練、応急手当訓練を主とする。

以上のように計画が拡大してきているが、教育期間が短期であるため上記計画の実施について(ウ)の場合でも、順次訓練すれば可能と思われる。再教育コースは全船員に対し訓練が一巡すればその船員数は大幅に減ずるため、同計画では新規船員(学校新卒)の訓練がメインになると考えられる。

(2) 施設計画

S.T.C.の施設の将来計画は次のとおりPROJECT PROFORMAに記載されている。

(ア) 居住棟建設工事

5階建×3棟、2階建×1棟 床面積計47,000平方フィート

(イ) 本校舎増改築工事

現在の1~3各階の改修工事及び4階増築工事。

(4階はSeamen's Hostelとして使用予定)

(ウ) 訓練・機材関連棟建設工事

工作実習室棟、運用術器具棟、発電機室棟 計3棟の新設。

(エ) 上記(イ)(ウ)両項目の計画図を31頁~33頁に示す。

年間1,600名の船員教育計画

対象別	部別	◎始業 ○終了														
		1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	7ヶ月	8ヶ月	9ヶ月	10ヶ月	11ヶ月	12ヶ月	計		
新規船員	甲板	◎	80名 (3ヶ月コース)	○		◎	80名	○		◎				○		240名
	機関	◎	60名 (3ヶ月コース)	○		◎	60名	○		◎				○		180名
	調理	◎	60名 (3ヶ月コース)	○		◎	60名	○		◎				○		180名
	小計			200名			200名					200名				600名
再教育船員	甲板	◎	50名 (4週コース)	○	◎	50名	○	◎	50名	○	◎	50名	○	◎	50名	400名
	機関	◎	50名 (4週コース)	○	◎	50名	○	◎	50名	○	◎	50名	○	◎	50名	400名
	調理	◎	25名 (4週コース)	○	◎	25名	○	◎	25名	○	◎	25名	○	◎	25名	200名
	小計			125名			125名					125名			125名	1,000名
合計			325名			325名					200名			200名	1,600名	

SEAMEN TRAINING CENTRE
ADMINISTRATIVE BLOCK
AND

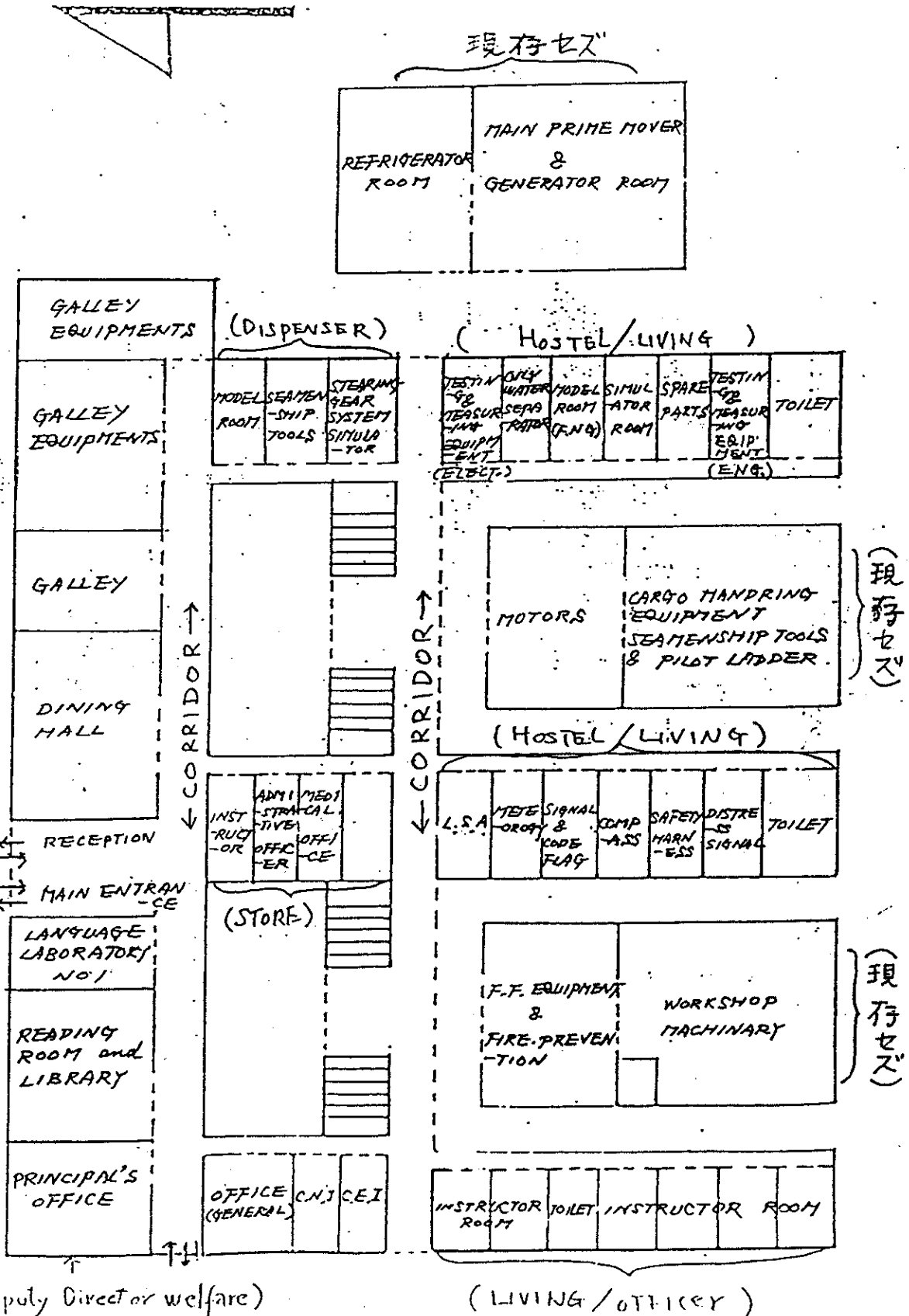
MARINE EQUIPMENTS

1階 (日本式表示)

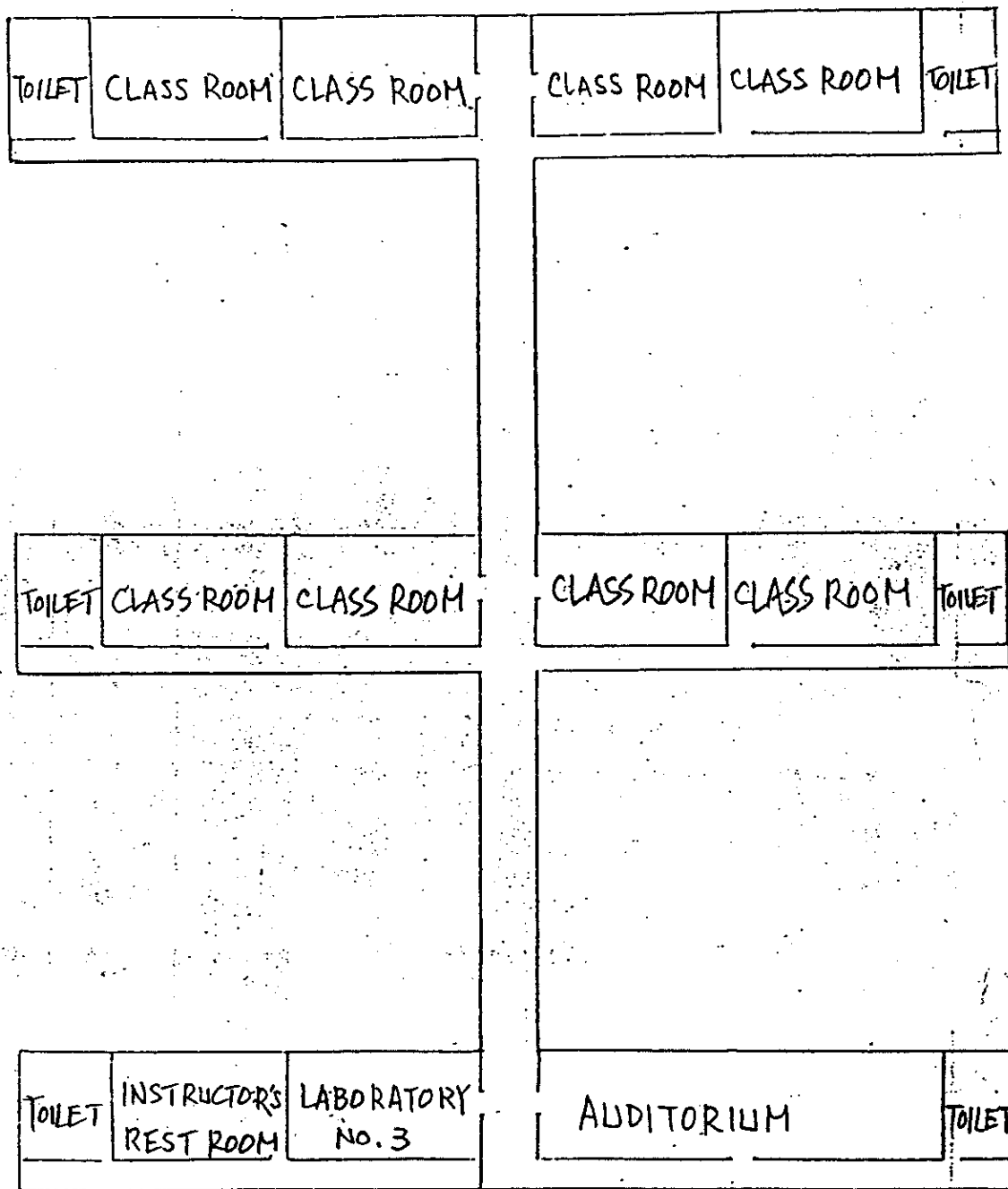
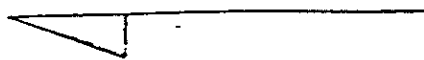
注 () 内は現状を示す。

SCALE 1"=30' APPROX.

N



2



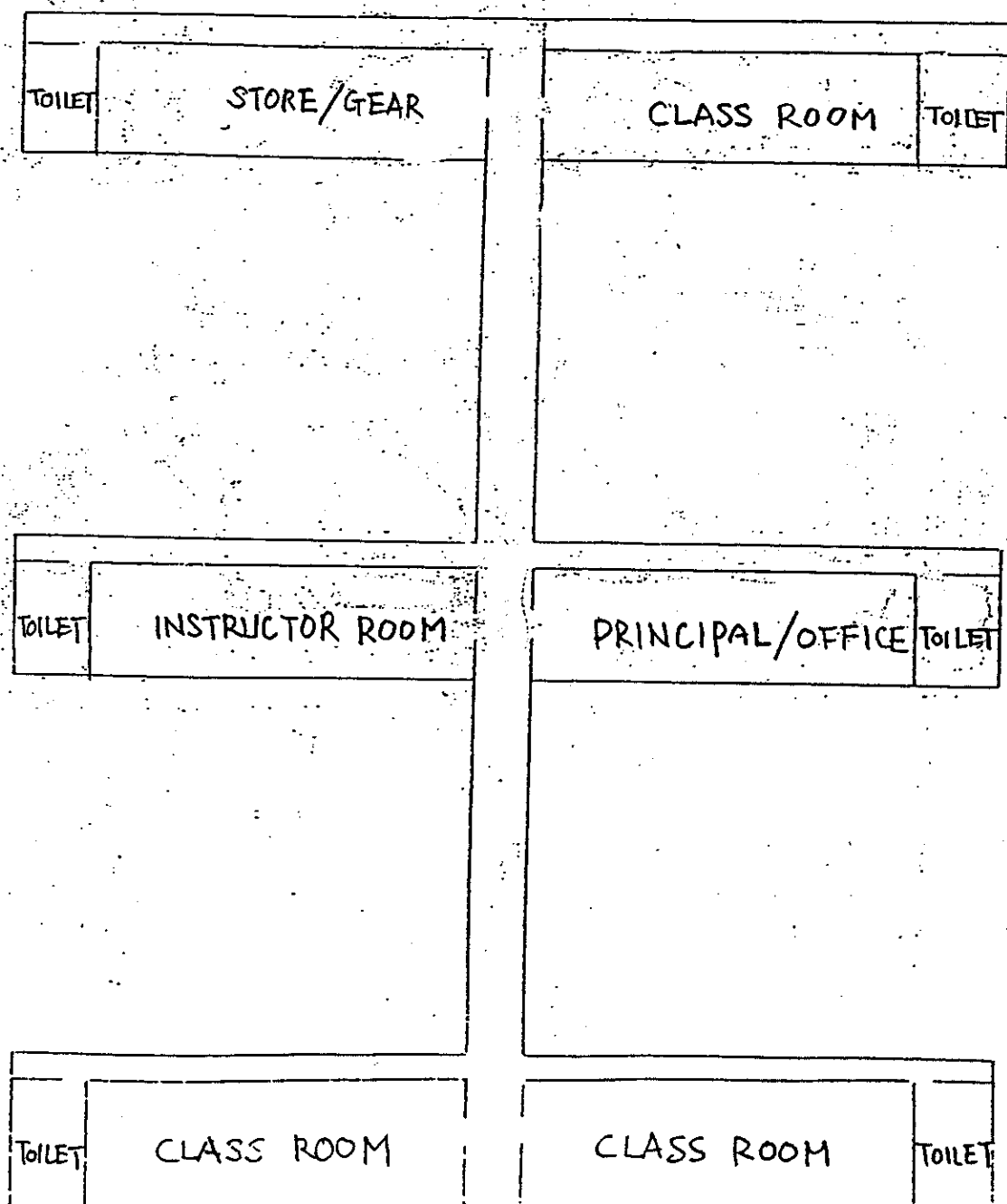
2階 (日本式表示)

現状は全之

HOSTEL/LIVING。

3階

現状図



8. 施設及び機材の要請について

(1) 内容と妥当性

ア) 本プロジェクトの総コストは、建設工事費のコスト上昇を理由に下表の通りPROJECT PROFORMA (1988年7月付)に比較し、回答書(1991年2月20日付)では78,800千円増加している。

(単位：千円) (1タカ=4円)

		P. P	回答書	備考
施設 (上屋)	バ	—	—	78,800増 "
	日	90,600	169,400	
	計	90,600	169,400	
機材 その他	バ	248,900	248,900	
	日	289,900	289,900	
	計	538,800	538,800	
合計	バ	248,900	248,900	78,800増 "
	日	380,500	459,300	
	計	629,400	708,200	

「バ」側負担の主なもの

諸税等 153,000千円、当初4年間の学校関係者人件費37,600千円。

イ) 施設については「バ」側案は全ての面で理想的な案となっているが、前出の施設計画の中の新設3棟を1棟にまとめる案なども含めて検討した上で、訓練に直接関係する工事、(ポートダビット据付工事、消火・消防訓練場の排水設備工事、訓練設備への給電設備工事等)を第一優先工事とし、次に本校舎の増改築については、前記工事とも関連するが増改築工事が順調に進まない場合でも、現在SEAMEN'S HOSTELの宿舎になっている2階の各ベッドを2段ベッドにすれば、部屋の1/2が利用出来るので、ここにスペースを確保し、機材設備場所に充当する事が可能である。

このように種々のケースを想定し、柔軟な考え方で対応すべきと思われる。建設費総額の51% (86,400千円)を見込んでいる居住棟の新設については、学校関係者の福利厚生面では効果的と思われるが、緊急度は低いので、優先順位は下位になると考えられ、建設工事費総額ともあわせて規模その他を検討する必要がある。(要請建設工事リストは 頁参照)

ウ) 機材については、S.T.C.W.条約に即した訓練のカリキュラム実施に必要なものであり、おおむね妥当なもの判断されるが、その内でも純然たる教育・訓練機材と事務用機材、交通用ランチ、バス等を区別して優先順位を含めて検討すべきと考えられる。

尚、機材価格については要請書記載の価格の根拠が不明であるが、適当な規格のものを選んだ場合でも、(過大な仕様を考えないとして)そのままでは日本での購入価格は要請書価格の約2～3倍と見込まれるものがある。〔要請機材工事リストは36頁～37頁参照〕

(2)維持管理体制

S.T.C.はチッタゴン市の南西部 (HALISHAHAR, CHITTAGONG) に位置し、付近にバングラデシュ船舶公団 (BANGLADESH SHIPPING CORPORATION) 所属の修理工場 (CHITTAGONG DRYDOCK) があり、相互に関連性を有する。

同修理工場には、修理技師が電気機器関係及び機関・機械関係別に配置されており、維持管理及び修理能力は高いと推測される。

(3) 要請訓練機材リスト PROJECT PROFORMAには次の通り記載されている。

グループ別リスト (内訳は資料参照)	<u>使用訓練課程</u>
1. 救命器具人命救助
2. 消防消火機材消火・消防
3. コンパスコンパス
4. 国際信号書関係器具国際信号
5. 気象関係機材気象
6. 危急信号機材非常措置
7. 船体構造・復原性関係機材船体構造・復原性
8. 荷役・積付関係機材貨物取扱
9. 海洋汚染防止関係機材海洋汚染防止
10. i) 推進機関・補機関係機材推進機関・補機
ii) ボイラー圧力容器関係機材ボイラ・圧力容器
iii) ポンプ系統・配管系統関係機材ポンプ系統・配管系統
11. 自動・遠隔制御装置関係機材自動制御・遠隔制御装置
12. 電気設備関係機材電機・電子装置
13. 工作室用機材工具使用法
14. 試験・計測装置 (機関関係) 器具機関保守・管理
15. 同上 (電気関係) 器具 ”
16. 工具 (機関関係) 器具 ”
17. 操舵装置システム訓練用シミュレーター操 船
18. パイロットラダー・ブルワークラダー運用術
19. 運用術関係器具 ”
20. 応急医療関係器具応急医療
21. 安全器具機関保守・管理
22. 調理関係器具調 理
23. 語学訓練関係器具一般教養
24. 交通・輸送関係機材訓練全般
25. 1～24 関係諸費用	
26. 設計費用	
27. 建設・据付費用	
28. 日本→現地梱包輸送費	
29. 予備費	
30. コンサルタント費用	

(4) 要請建設工事リスト PROJECT PROFORMAには次の通り記載されている。

1. 居住棟	関係工事
2. 校舎増築	”
3. 消火・消防訓練	”
4. 給電設備	”
5. 境界壁	”
6. 構内道路	”
7. バスケットボールコート	”
8. 構内改善	”
9. 調理棟	”
10. その他	”

9. 技術協力の妥当性の検討

機材供与の実施に際し、技術協力が必要かどうかについて検討した結果を下記に示す。

- (1) 使用・運転方法が特に複雑な機器が無いこと。
- (2) 同国側がターンキー方式を望んでおり、後述の通りその後の保守・管理に自信を持っていること。
- (3) 訓練の指導現場には、熟練した指導教官がそろっており、使用方法の指導上、特に問題がないと思われること。
- (4) カリキュラム、シラバスについてはS.T.C.W.条約に国際基準が示されているので、その基準に沿って訓練・授業が行われるので新たにカリキュラムを開発する必要は無いこと。
- (5) 運営管理については、既存組織であるS.T.C.が現に学校を運営管理しており、十分な実績を有していること。

以上により、実施に際しては取扱い方法の説明、据付・運転の指導等を引き渡しの前後に行えば充分と考えられる。

10. 他の関連機関

- (1) バングラデシュ船舶公団(B.S.C.) …… 写真39頁

1972年設立の国営海運企業

所有船舶 …… 21隻 内12隻は1980年代建造

主として貨物船であり、英国・ヨーロッパ航路、極東・日本航路等に配船している。乗組員は全員「バ」国船員であり、雇用確保に貢献している。

- (2) 同上所属修理工場 …………… 写真40頁

主として、B.S.C.所属船舶の修理工事等を行っている。設備は機械加工及び組立工場、鋳物工場、電気修理工場等の各棟があり通常修理の施工能力は充分あると思われる。加えて、S.T.C.の機材の維持、点検、修理に利用されるであろう。

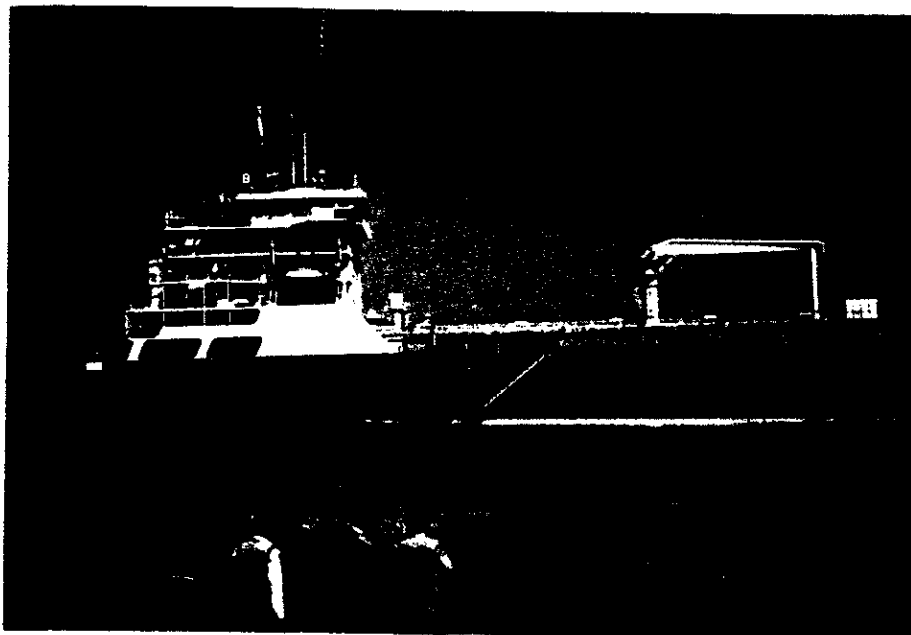
- (3) 商船大学 (THE MARINE ACADEMY) …… 写真41頁～42頁

S.T.C.と同じく DEPARTMENT OF SHIPPING に所属している。

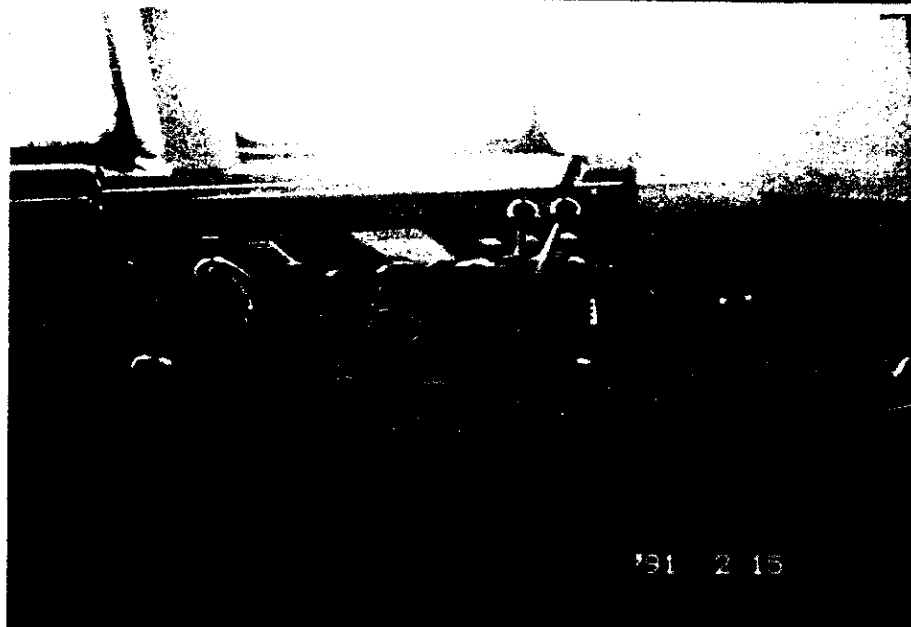
同大学は、S.T.C.の要請機材を多数所有しており、S.T.C.との連携のもとに、設備の一部を利用して消火消防訓練、人命救助訓練等をS.T.C.の訓練生が来校して行っている。今回機材の参考とするため表敬訪問の意を含んで現地視察を行った。

又、操船訓練用シミュレーター他かなり高度な機材を所有し、学生は厳しい規律の中で組織的に訓練されている。

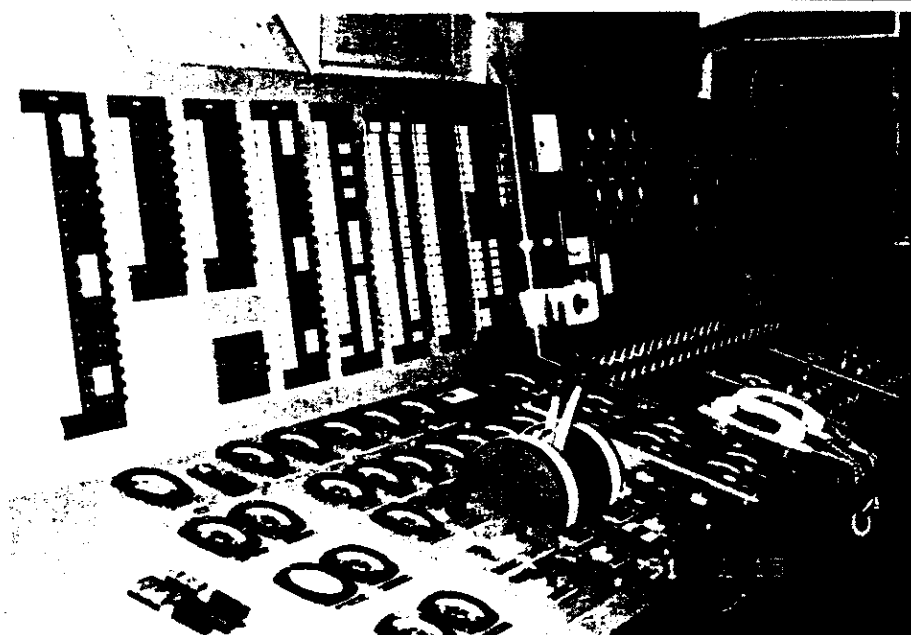
(4) 関連各機関



B.S.C.タンカー
BAUGLAR JYOTI
13,467 DWT



同上船橋
主機リモコンスタンド



同上機関監視装置



修理工場



修理工場
コイル巻直し

同上機械工場





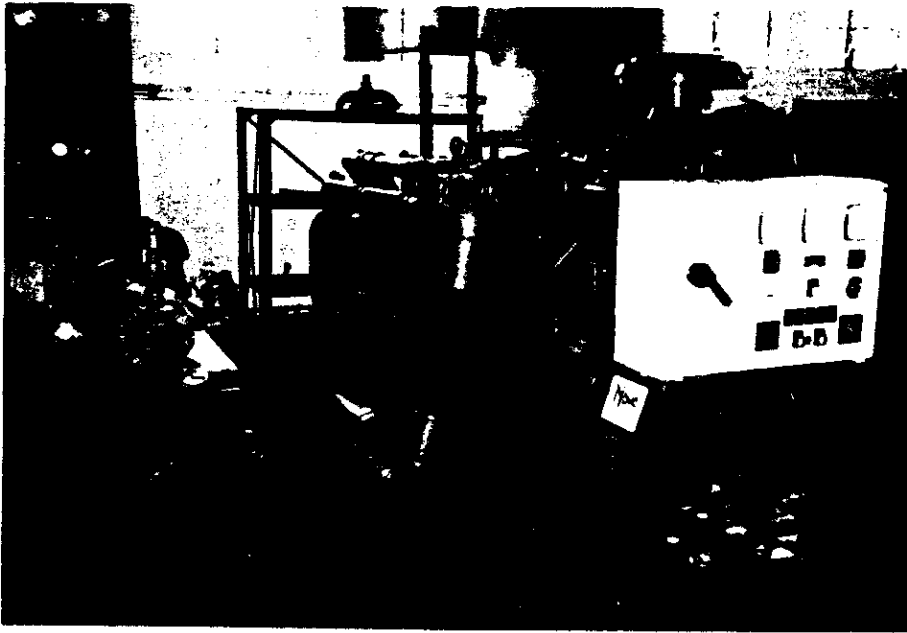
商船大学キャンパス



同上専用ランチ



同上操船シミュレーターの一部

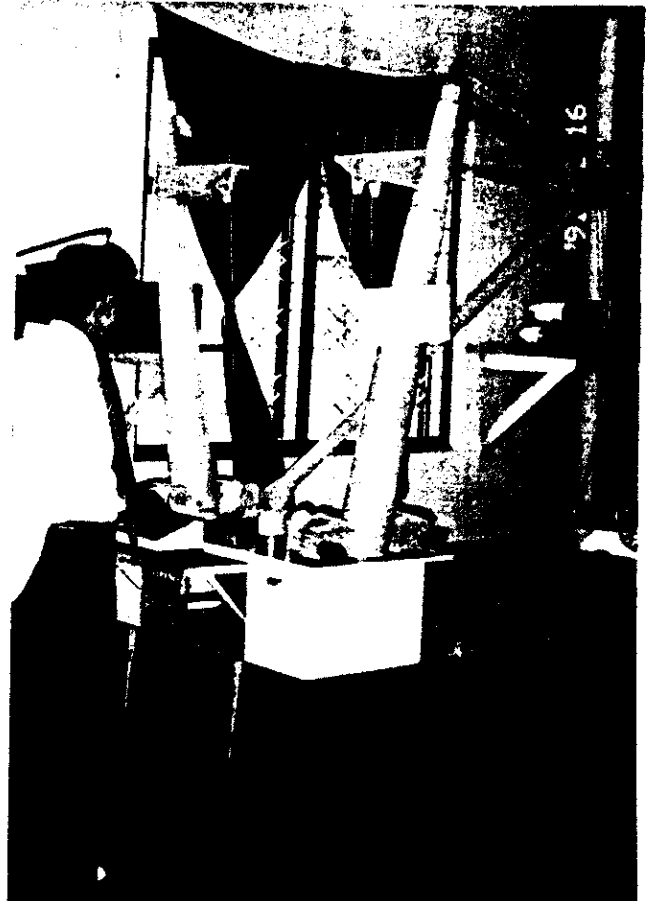


商船大学
実習機関



同上
溶接実習場

同上
荷役訓練モデル



11. 協力上の留意点と提言

援助実施の検討に際しては、現場の要望を参考の上、下記の点に留意して検討することが望ましい。

(1) 機材関係

- (ア) 機材及び関連工事について現地側の要望度を充分調査し、優先順位を考慮して、検討すること。
- (イ) 個々の機材の規格、仕様については、今後のメンテナンスが容易に出来る堅固、簡易なものを選定すること。
- (ウ) 同一項目内で類似品が多すぎる場合には種類を減らすこと。
- (エ) シミュレーターより実機が適当な場合もあること。
- (オ) 寸法、容量については、中・小型のものを主とすること。
又、予備品を充分つけること。
- (カ) 機械室の建設等の上屋建設及び機器据付工事（救命艇用ダビット、発電機セット等）について施工が容易な仕様とすること。

(2) 建設関係

- (ア) 発電機室、工作実習室等機材関連の建設工事と居住棟新設工事等の一般的環境改善工事と区分して検討すること。
- (イ) 新設棟を効率良く配置すること。

(3) 関連事項

- (ア) S.T.C.が SEAMEN'S HOSTELと併設状態にあり、二元管理となっているのでS.T.C.の管理下に置けないか調査・交渉すること。
- (イ) S.T.C.の教官陣を強化する意味で可能な限り待遇等を改善し、教員数の安定化及び授業の活性化を図ること。

結論

S.T.C.はバングラデシュ人民共和国における雇用の創出、外貨獲得という点において最も有効な手段の一つである船員養成を実施する機関である。

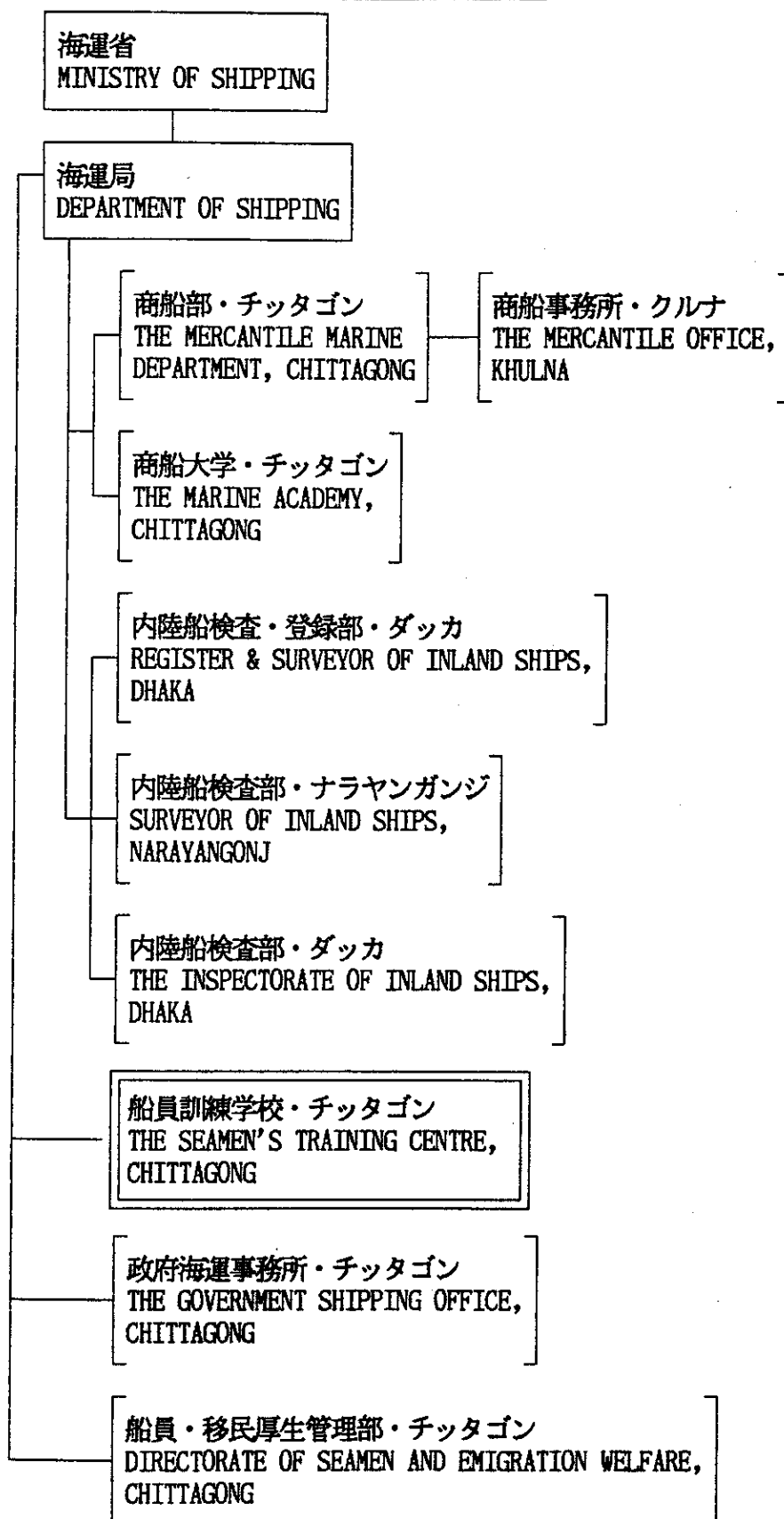
同校では、現在年間 約1,000人が再教育コース終了者となっているので、6年で現在の総登録船員 6,000人全員が修了者となる。これに加えて「バ」国海運界の将来を左右する新規優良船員の補充が緊急の課題となっている。

現在のS.T.C.は訓練に必要な学校用地・施設は取得済みであり、相当数のスタッフ(インストラクターを含む)も確保されている。又、同校は1990年に労働省から海運省に移管され、運営管理も円滑に行われており、S.T.C.W.条約に沿ったカリキュラムで訓練が行われており、シラバスも適切なものである。しかしながら、S.T.C.W.条約に明記されている資格取得に必要なカリキュラムを実施するための機材が大幅に不足しているため、右機材の供与によって乗船資格を得ることができる。このことは世界海界の船員需給より見ると、1980年代始めの台湾の如く、経済発展により船員志望者の激減を生じた事例があり、同様の理由で他の船員供給国も徐々に供給力の減退をきたす事が予測されるので、「バ」国は有力な船員供給国になり得ると考えられ、雇用の創出及び外貨獲得において海運分野、更には「バ」国全体に大きな裨益効果が期待されるので、本件が具体化される事が望ましい。

以上のようなことを勘案するとS.T.C.に対する援助は妥当であり、無償資金協力の対象として検討すべきと考えられる。

添付(1)

海運省の行政組織



1978年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約

この条約の締約国は、

合意により船員の訓練及び資格証明並びに当直に関する国際基準を設定することにより、海上における人命及び財産の安全を増進すること並びに海洋環境の保護を促進することを希望し、

船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の締結によりこの目的を最もよく達成することができることを考慮して、

次のとおり協定した。

第1条 この条約に基づく一般的義務

- (1) 締約国は、この条約及びこの条約の不可分の一部を成す附属書を実施することを約束する。「この条約」というときは、附属書を含めていうものとする。
- (2) 締約国は、海上における人命及び財産の安全並びに海洋環境の保護の見地から、船舶に乗り組む船員が任務を遂行するのに必要な能力を備えることを確保するため、この条約の十分かつ完全な実施に必要な法令の制定その他の措置をとることを約束する。

第2条 定 義

この条約の適用上、別段の明文の規定がない限り、

- (a) 「締約国」とは、自国についてこの条約の効力が生じている国をいう。
- (b) 「主管庁」とは、船舶の旗国である締約国の政府をいう。
- (c) 「証明書」とは、名称のいかんを問わず、主管庁若しくは主管庁から権限を与えられた者の発給し又は主管庁の承認する有効な文書であつて、受有者に対し当該文書に記載する業務又は国内法令に規定する業務を行うことを認めるものをいう。
- (d) 「証明書を与えられた」とは、正当に証明書を受有していることをいう。
- (e) 「機関」とは、政府間海事協議機関（IMCO）をいう。
- (f) 「事務局長」とは、機関の事務局長をいう。
- (g) 「海上航行船舶」とは、船舶のうち、内陸水域又は外洋の影響から保護されている水域若しくは港湾規則の適用水域若しくはこれらの水域に近接

する水域のみを航行する船舶以外のものをいう。

- (h) 「漁船」とは、魚類、鯨類、あざらし、せいうちその他の海洋生物資源を採捕するために使用する船舶をいう。
- (i) 「無線通信規則」とは、効力を有する最新の国際電気通信条約に附属し又は附属するとみなされる無線通信規則をいう。

第3条 適用

この条約は、締約国を旗国とする海上航行船舶において業務を行う船員であつて、次の船舶において業務を行う船員以外のものに適用する。もつとも、締約国は、(a)に規定する船舶において業務を行う者については、合理的かつ実行可能である限り、当該船舶の運航又は運航能力を阻害しないような適当な措置をとることによりこの条約の要件を満たすことを確保する。

- (a) 軍艦、軍の補助艦又は国の所有し若しくは運航する他の船舶で政府の非商業的業務にのみ従事するもの
- (b) 漁船
- (c) 運送業に従事しない遊覧ヨット
- (d) 原始的構造の木船

第4条 情報の送付

- (1) 締約国は、実行可能な限り速やかに、次のものを事務局長に送付する。
 - (a) この条約の対象とされている事項について定めた法令
 - (b) この条約の定めるところにより発給される証明書の取得のための国家試験その他の要件並びに修学課程の内容及び期間の細目
 - (c) この条約の定めるところにより発給される証明書の十分な数の見本
- (2) 事務局長は、送付を受けた(1)(a)の法令をすべての締約国に通報するものとし、特に第9条及び第10条の規定の適用上締約国が要請する場合には、送付を受けた(1)(b)及び(c)に定める情報を当該締約国に提供する。

第5条 他の条約及び解釈

- (1) 船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する従前の条約及び取極であつて締約国の間において効力を有するものは、その有効期間内は、次のものについて引き続き十分かつ完全な効力を有する。
 - (a) この条約が適用されない船員
 - (b) この条約が適用される船員に係る事項であつてこの条約に明文の規定のないもの
- (2) (1)に規定する条約又は取極がこの条約に抵触する場合には、締約国は、これらの条約又は取極に基づく約束とこの条約に基づく義務とが抵触しないことを確保するため、これらの約束について再検討する。
- (3) この条約に明文の規定のない事項については、締約国の法令に従うものとする。
- (4) この条約のいかなる規定も、国際連合総会決議第2750号C（第25回会期）に基づいて招集される国際連合海洋法会議による海洋法の法典化及び発展を妨げるものではなく、また、海洋法に関し並びに沿岸国及び旗国の管轄権の性質及び範囲に関する現在又は将来におけるいずれの国の主張及び法的見解も害するものではない。

第6条 証明書

- (1) 船長、職員又は部員の証明書は、附属書の関連規定により業務、年齢、身体適性、訓練、能力及び試験に関する要件を満たしていると主管庁の認める者に対し発給する。
- (2) (1)の規定により発給される船長及び職員の証明書には、これを発給する主管庁が、附属書第I-2規則に定める様式により裏書をする。裏書は、使用される言語が英語でない場合には、英語による訳文を付する。

第7条 経過規定

- (1) この条約により証明書が必要とされる職務区分につき締約国が自国についてこの条約の効力が生ずる前に自国の法令により又は無線通信規則の定めるところにより発給した証明書及び従業証書は、当該締約国についてこの条約の効力が生じた後、この条約の適用上有効な証明書と認められる。
- (2) 主管庁は、自国についてこの条約の効力が生じた後5年を超えない間、従前の例により証明書を発給することができる。この証明書は、この条約の適

用上有効なものと認められる。この証明書の発給は、発給を行う締約国についてこの条約の効力が生ずる前に当該証明書に係る部門において海上業務を開始した船員に対してのみ行う。資格証明を得ようとする他のすべての者については、主管庁は、この条約の定めるところにより試験を受け及び証明書が与えられることを確保する。

(3) 締約国は、自国についてこの条約の効力が生じた後2年以内は、この条約の定める適当な証明書及び自国についてこの条約の効力が生ずる前に自国の法令により発給した証明書を受有していない船員であつて次の要件を満たすものに対し、従業証書を発給することができる。

(a) 当該締約国についてこの条約の効力が生ずる前7年以内に3年以上の期間、海上において、当該従業証書に係る職務区分において業務を行つたことがあること。

(b) (a)に規定する職務区分において良好に業務を行つた証拠を提示したこと。

(c) 主管庁が、申請時における年齢を考慮して身体適性（特に、視覚及び聴覚に関するもの）を有すると認めたこと。

この条約の適用上、この(3)の規定に基づき発給された従業証書は、この条約の定めるところにより発給された証明書と同等のものとみなす。

第8条 臨時業務許可書

(1) 主管庁は、例外的に必要となる場合において人命、財産又は環境に危険が生ずるおそれがないと認めるときは、いずれかの職務区分（無線通信規則に別段の定めがない限り、無線通信士及び無線電話通信士を除く。）において業務を行うための証明書を受有していない特定の船員に対し、特定の船舶において、6箇月を超えない特定の期間、当該職務区分において業務を行うことを許可する臨時業務許可書を発給することができる。この場合において、臨時業務許可書の発給を受ける者は、その就くこととなる職の職務を適切に遂行することのできる十分な能力を有していると主管庁の認める者でなければならない。ただし、臨時業務許可書は、船長及び機関長の職については、不可抗力の場合において可能な限り短い期間について与えるときを除くほか与えてはならない。

(2) いずれかの職についての臨時業務許可書は、当該職の直下の職に就くための証明書を受有している者に対してのみ与える。当該職よりも下位の職の資格証明についてこの条約が定めていない場合には、臨時業務許可書は、その能力及び経験が当該職に必要とされる要件と明らかに同等であると主管庁の認める者に対して発給することができる。ただし、当該者がいかなる適当な証明書も受有していない場合には、臨時業務許可書が発給されても安全が損なわれないことを明らかにするためのものとして当該者が主管庁の認める試験に合格することを条件とする。主管庁は、適当な証明書の受有者が可能な限り速やかに当該職に就くことを確保する。

(3) 締約国は、証明書が必要とされる職務区分につき海上航行船舶に対して1年間に発給した臨時業務許可書の職務区分ごとの数並びに当該1年間に臨時業務許可書の発給を受けた海上航行船舶のうち登録総トン数1600トン以上の

もの及び1600トン未満のもの数を、1月1日以降可能な限り速やかに、事務局長に報告する。

第9条 同等と認められる教育及び訓練の制度

- (1) この条約は、主管庁が、技術の進歩に応じた海上航行業務及び船内組織又は特殊な形態の船舶及び特殊な運送のための海上航行業務及び船内組織に適合した教育及び訓練の制度その他のこの条約の定めるところと異なる教育及び訓練の制度を維持し又は新たに採用することを妨げるものではない。ただし、船舶の航行及び貨物の取扱いに関する海上航行業務、知識及び技能の水準が、少なくともこの条約の定める要件と同程度に、海上における安全を確保し、かつ、海洋汚染の防止の効果を有するものであることを条件とする。
- (2) (1)に規定する制度に関する細目は、実行可能な限り速やかに事務局長に報告するものとし、事務局長は、当該細目をすべての締約国に対し回章に付する。

第10条 監督

- (1) 船舶（第3条の規定によりこの条約の適用から除外されるものを除く。）は、締約国の港にある間、当該締約国から正当に権限を与えられた監督官の行う監督に服する。監督官は、当該船舶において業務を行う船員のうちこの条約により証明書を与えられることを要求されているものが、当該証明書又は適当な臨時業務許可書を与えられていることを確認する。証明書は、不正に取得されたものであると認める明確な根拠がある場合及びその所持者が当該証明書の発給を受けた者と異なる者であると認める明確な根拠がある場合を除くほか、認容される。
- (2) 締約国の監督官は、(1)の規定により及び附属書第I-4規則に定める手続によりいずれかの船舶において要件の不備を発見した場合には、適当な措置がとられるようにするため、当該船舶の船長及び当該船舶の旗国の領事又は領事が駐在していないときは当該旗国の最寄りの外交代表若しくは海事当局に対し、直ちに文書で通報する。通報には、発見した要件の不備に関する詳細及び当該要件の不備のために人命、財産又は環境に対する危険があると当該締約国が判断する理由を明記する。
- (3) (1)の規定による監督を行う締約国は、船舶の大きさ及び種類並びに航海の期間及び性質を考慮して、附属書第I-4規則3に規定する要件の不備が是正されておらず、かつ、当該要件の不備のために人命、財産又は環境に危険があると判断した場合には、当該危険が除去される程度に当該要件の不備が是正されるまでの間、当該船舶を航行させないための措置をとる。当該措置に係る事実を、速やかに事務局長に報告する。
- (4) この条の規定による監督を行うに際しては、船舶を不当に抑留し又は船舶の出航を不当に遅延させることのないように、あらゆる可能な努力を払う。船舶は、不当に抑留され又は不当に出航が遅延させられた場合には、被つた損失及び損害の賠償を受ける権利を有する。
- (5) 締約国でない国を旗国とする船舶が締約国を旗国とする船舶よりいかなる有利な取扱いも受けることのないよう、必要な場合にはこの条の規定を準用する。

第11条 技術協力の促進

- (1) 締約国は、この条約の目的を推進するため、開発途上国の特別の必要性を考慮した上、機関と協議し及び機関の協力を得て、可能な場合には国、小地域又は地域を単位として、次の事項について技術援助を要請する他の締約国に対する支援を促進する。
 - (a) 事務職員及び技術職員の訓練
 - (b) 船員訓練機関の設立
 - (c) 船員訓練機関に対する設備及び施設の供与
 - (d) 適切な訓練計画（海上航行船舶における実習訓練を含む。）の開発
 - (e) その他船員の能力を向上させるための方法及び措置の採用の促進
- (2) 機関は、適当な場合には、他の国際機関特に国際労働機関と協議し又はこれらと協力して(1)(a)から(e)の事項についての技術援助を促進する。

第12条 改正

- (1) この条約は、次のいずれかの手続に従つて改正することができる。
 - (a) 機関における審議の後の改正
 - (i) 締約国の提案する改正案は、事務局長に提出するものとし、事務局長は、審議の少なくとも6箇月前に、当該改正案を機関のすべての加盟国、すべての締約国及び国際労働事務局長に対し回章に付する。
 - (ii) (a)(i)の規定により提案されかつ回章に付された改正案は、審議のため機関の海上安全委員会に付託する。
 - (iii) 締約国は、機関の加盟国であるかないかを問わず、改正案の審議及び採択のため海上安全委員会の審議に参加する権利を有する。
 - (iv) 改正案は、(a)(iii)の規定により拡大された海上安全委員会（以下「拡大海上安全委員会」という。）に出席しかつ投票する締約国の3分の2以上の多数による議決で採択する。ただし、投票の際に締約国の少なくとも3分の1が出席していることを条件とする。
 - (v) (a)(iv)の規定に従つて採択された改正は、受諾のため、事務局長がすべての締約国に送付する。

- (vi) この条約のいずれかの条の改正は、締約国の3分の2が受諾した日に受諾されたものとみなす。
- (vii) 附属書の改正は、次のいずれかの日に受諾されたものとみなす。
- 1 改正が受諾のため締約国に送付された日から2年を経過した日
 - 2 採択の際に拡大海上安全委員会に出席しかつ投票する締約国の3分の2以上の多数により1に定める期間以外の期間（1年以上とする。）が決定された場合には、当該決定された期間を経過した日
- ただし、定められた期間内に3分の1を超える締約国又はその商船船腹量（この(a)(vii)においては、登録総トン数100トン以上の商船の船腹量をいう。）の合計が総トン数で世界の商船船腹量の50パーセントに相当する商船船腹量以上となる締約国により事務局長に対し改正に反対する旨の通告がされた場合には、当該改正は、受諾されなかつたものとみなす。
- (viii) この条約のいずれかの条の改正は、受諾した締約国については、当該改正が受諾されたとみなされる日の後6箇月で効力を生ずるものとし、また、その日の後に受諾する締約国については、受諾の日の後6箇月で効力を生ずる。
- (ix) 附属書の改正は、(a)(vii)の規定により当該改正に反対しかつその反対を撤回しなかつた締約国を除くすべての締約国について、当該改正が受諾されたとみなされる日の後6箇月で効力を生ずる。当該改正が効力を生ずべき日前においては、締約国は、その効力発生の日から1年以内の期間又は当該改正の採択の際に拡大海上安全委員会に出席しかつ投票する締約国の3分の2以上の多数により決定する一層長い期間自国について当該改正の実施を延期する旨を事務局長に通告することができる。
- (b) 会議による改正
- (i) 機関は、いずれかの締約国が締約国の3分の1以上の同意を得て要請する場合には、国際労働事務局長と協力し又は協議して、この条約の改正について審議するため、締約国会議を招集する。
 - (ii) 事務局長は、締約国会議において出席しかつ投票する締約国の3分の2以上の多数による議決で採択された改正を、受諾のため、すべての締約国に送付する。
 - (iii) 改正は、締約国会議において別段の決定が行われぬ限り、(a)(vi)及び(viii)並びに(a)(vii)及び(ix)に定める手続に従い、受諾されたものとみなされ、かつ、効力を生ずる。この場合においては、(a)(vii)及び(ix)の「拡大海上安全委員会」を「締約国会議」と読み替えるものとする。
- (2) 改正の受諾若しくは反対の宣言又は(1)(a)(ix)の規定に基づく通告は、事務

局長に対し文書で行うものとし、事務局長は、当該文書の提出があつたこと及びこれを受領した日をすべての締約国に通報する。

- (3) 事務局長は、効力を生ずる改正及びその効力発生の日をすべての締約国に通報する。

第13条 署名、批准、受諾、承認及び加入

- (1) この条約は、機関の本部において、1978年12月1日から1979年11月30日までは署名のため、その後は加入のため、開放しておく。いずれの国も、次のいずれかの方法により締約国となることができる。
- (a) 批准、受諾又は承認を条件とすることなく署名すること。
- (b) 批准、受諾又は承認を条件として署名した後、批准し、受諾し又は承認すること。
- (c) 加入すること。
- (2) 批准、受諾、承認又は加入は、これらのための文書を事務局長に寄託することによつて行ふ。
- (3) 事務局長は、この条約に署名し又は加入した国及び国際労働事務局長に対し、署名並びに批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託及び当該寄託の日を通報する。

第14条 効力発生

- (1) この条約は、25以上の国であつてその商船船腹量（この(1)においては、登録総トン数100トン以上の商船の船腹量をいう。）の合計が総トン数で世界の商船船腹量の50パーセントに相当する商船船腹量以上となる国が前条に定めるところにより批准、受諾若しくは承認を条件とすることなく署名し又は批准書、受諾書、承認書若しくは加入書を寄託した日の後12箇月で、効力を生ずる。
- (2) 事務局長は、この条約に署名し又は加入した国に対し、この条約の効力発生の日を通報する。
- (3) (1)に定める12箇月の間に寄託される批准書、受諾書、承認書又は加入書は、この条約の効力発生の日又はその寄託の後3箇月を経過した日のいずれか遅い日に効力を生ずる。
- (4) この条約の効力発生の日の後に寄託される批准書、受諾書、承認書又は加入書は、寄託の日の後3箇月で、効力を生ずる。
- (5) この条約の改正が第12条の規定に従つて受諾されたとみなされる日の後に寄託される批准書、受諾書、承認書又は加入書は、改正された条約に係るも

のとする。

第15条 廃 棄

- (1) 締約国は、自国についてこの条約の効力が生じた日から5年を経過した後は、いつでもこの条約を廃棄することができる。
- (2) 廃棄は、事務局長に対する通告書によつて行ふ。事務局長は、通告書の受領及び受領の日並びに廃棄が効力を生ずる日を他のすべての締約国及び国際労働事務局長に通報する。
- (3) 廃棄は、事務局長が通告書を受領した後12箇月で、又は通告書に明記された12箇月よりも長い期間の後に、効力を生ずる。

第16条 寄託及び登録

- (1) この条約は、事務局長に寄託する。事務局長は、この条約の認証謄本をこの条約に署名し又は加入したすべての国に送付する。
- (2) この条約が効力を生じたときは、事務局長は、国際連合憲章第102条の規定により、この条約を登録及び公表のため速やかに国際連合事務総長に送付する。

第17条 用 語

この条約は、ひとしく正文である中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により本書1通を作成する。アラビア語及びドイツ語による公定訳文は、作成の上、署名済みの原本とともに寄託する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

1978年7月7日にロンドンで作成した。

収集資料リスト

資料No 資料名

1.Anser by the Department of Sipping
in respect to questionnarie by JICA.

2.Do Annexure.

3.EMPLOYMENT SITUATION OF
BANGLADESHI SEAFARERS:

4.DRAFT MARCHANT SHIPPING DECK
AND SALOON RATING CERTIFICATION
RULES,1991

5.GUIDELINE FOR SHIOWNERS REGARDING
EMPLOYMENT OF BANGLADESHI SEAMEN.

6.PREFACE:.....STC.

